

平成 9 年定例第 2 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 9 年 6 月 10 日

閉 会 平成 9 年 6 月 18 日

新 得 町 議 会

第 1 日

平成 9 年第 2 回
 新得町議会定例会（第 1 号）
 平成 9 年 6 月 1 0 日（火曜日）午前 1 0 時開会

○議 事 日 程

| 日程番号 | 議 件 番 号 | 議 件 名 | 等 |
|------|-----------|------------------------------------|---|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 2 | | 会期の決定 | |
| | | 諸般の報告（第 1 号） | |
| | | 町長行政報告 | |
| 3 | 報告第 7 号 | 専決処分の報告について | |
| 4 | 報告第 8 号 | 平成 8 年度新得町繰越明許費繰越計算書の報告について | |
| 5 | 報告第 9 号 | 平成 8 年度新得町継続費繰越計算書の報告について | |
| 6 | 議案第 3 7 号 | 固定資産評価審査委員の選任同意について | |
| 7 | 議案第 3 8 号 | 固定資産評価審査委員の選任同意について | |
| 8 | 議案第 3 9 号 | 職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 9 | 議案第 4 0 号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 10 | 議案第 4 1 号 | じんかい処理場条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 11 | 議案第 4 2 号 | 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 12 | 議案第 4 3 号 | 物品購入契約の締結について | |
| 13 | 議案第 4 4 号 | 工事請負契約の締結について | |
| 14 | 議案第 4 5 号 | 工事請負契約の締結について | |
| 15 | 議案第 4 6 号 | 工事請負契約の締結について | |
| 16 | 議案第 4 7 号 | 工事請負契約の締結について | |
| 17 | 議案第 4 8 号 | 工事請負契約の締結について | |
| 18 | 議案第 4 9 号 | 工事請負契約の締結について | |

| 日程番号 | 議 件 番 号 | 議 件 名 等 |
|------|-----------|--|
| 19 | 議案第 5 0 号 | 工事請負契約の締結について |
| 20 | 議案第 5 1 号 | 工事請負契約の締結について |
| 21 | 議案第 5 2 号 | 工事請負契約の締結について |
| 22 | 議案第 5 3 号 | 平成 9 年度新得町一般会計補正予算 |
| 23 | 議案第 5 4 号 | 平成 9 年度新得町老人保健特別会計補正予算 |
| 24 | 議案第 5 5 号 | 平成 9 年度新得町営農用水道事業特別会計補正予算 |
| 25 | | 議会運営委員の辞任について |
| 26 | 意見案第 5 号 | 郵政三事業の現行経営形態の堅持に関する意見書 |
| 27 | 意見案第 6 号 | 公共交通網の維持と安全・良質な輸送をはかる規制緩和導入に関する要望意見書 |
| 28 | 意見案第 7 号 | 北海道開発体制に関する要望意見書 |
| 29 | 意見案第 8 号 | 新得営林署の存続を求める要望意見書 |
| 30 | 意見案第 9 号 | 教育予算の増額を求め、義務教育関連国負担経費の保護者及び地方への負担転嫁に反対する意見書 |
| 31 | 選 任 第 1 号 | 議会運営委員の選任について |

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告（第 1 号）

町長行政報告

報告第 7 号 専決処分の報告について

報告第 8 号 平成 8 年度新得町繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 9 号 平成 8 年度新得町継続費繰越計算書の報告について

- 議案第 37 号 固定資産評価審査委員の選任同意について
 議案第 38 号 固定資産評価審査委員の選任同意について
 議案第 39 号 職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 40 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 41 号 じんかい処理場条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 42 号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 43 号 物品購入契約の締結について
 議案第 44 号 工事請負契約の締結について
 議案第 45 号 工事請負契約の締結について
 議案第 46 号 工事請負契約の締結について
 議案第 47 号 工事請負契約の締結について
 議案第 48 号 工事請負契約の締結について
 議案第 49 号 工事請負契約の締結について
 議案第 50 号 工事請負契約の締結について
 議案第 51 号 工事請負契約の締結について
 議案第 52 号 工事請負契約の締結について
 議案第 53 号 平成 9 年度新得町一般会計補正予算
 議案第 54 号 平成 9 年度新得町老人保健特別会計補正予算
 議案第 55 号 平成 9 年度新得町営農用水道事業特別会計補正予算
 議会運営委員の辞任について
 選任第 1 号 議会運営委員の選任について
 意見案第 5 号 郵政三事業の現行経営形態の堅持に関する意見書
 意見案第 6 号 公共交通網の維持と安全・良質な輸送をはかる規制緩和導入に関する要望意見書
 意見案第 7 号 北海道開発体制に関する要望意見書
 意見案第 8 号 新得営林署の存続を求める要望意見書
 意見案第 9 号 教育予算の増額を求め、義務教育関連国負担経費の保護者及び地方への負担転嫁に反対する意見書

○出席議員（19人）

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 吉 川 幸 一 君 | 2 番 | 菊 地 康 雄 君 |
| 3 番 | 松 尾 為 男 君 | 4 番 | 小 川 弘 志 君 |
| 5 番 | 武 田 武 孝 君 | 6 番 | 広 山 麗 子 君 |
| 7 番 | 石 本 洋 君 | 8 番 | 能 登 裕 君 |
| 9 番 | 川 見 久 雄 君 | 10 番 | 福 原 信 博 君 |
| 11 番 | 渡 邊 雅 文 君 | 13 番 | 千 葉 正 博 君 |
| 14 番 | 宗 像 一 君 | 15 番 | 竹 浦 隆 君 |
| 16 番 | 黒 沢 誠 君 | 17 番 | 森 清 君 |
| 18 番 | 金 沢 静 雄 君 | 19 番 | 高 橋 欽 造 君 |
| 20 番 | 湯 浅 亮 君 | | |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 齊 | 藤 | 敏 | 雄 | 君 |
| 教育委員会委員 | 長 | 高 | 久 | 教 | 雄 | 君 |
| 監査委員 | | 吉 | 岡 | | 正 | 君 |

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|---|
| 助 | 役 | 高 | 橋 | 一 | 郎 | 君 |
| 収入 | 役 | 川 | 久 | 保 | 功 | 君 |
| 総務課 | 長 | 佐 | 藤 | 隆 | 明 | 君 |
| 企画調整課 | 長 | 鈴 | 木 | 政 | 輝 | 君 |
| 税務課 | 長 | 小 | 森 | 俊 | 雄 | 君 |
| 住民生活課 | 長 | 村 | 中 | 隆 | 雄 | 君 |
| 保健福祉課 | 長 | 高 | 橋 | 昭 | 吾 | 君 |
| 建設課 | 長 | 常 | 松 | 敏 | 昭 | 君 |
| 農林課 | 長 | 齊 | 藤 | 正 | 明 | 君 |
| 水道課 | 長 | 西 | 浦 | | 茂 | 君 |
| 商工観光課 | 長 | 清 | 水 | 輝 | 男 | 君 |
| 児童保育課 | 長 | 長 | 尾 | 直 | 昭 | 君 |
| 屈足支所 | 長 | 貴 | 戸 | 延 | 之 | 君 |
| 庶務係 | 長 | 武 | 田 | 芳 | 秋 | 君 |
| 財政係 | 長 | 阿 | 部 | 敏 | 博 | 君 |

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 教 | 育 | 長 | 阿 | 部 | 靖 | 博 | 君 | | | |
| 学 | 校 | 教 | 育 | 課 | 長 | 秋 | 山 | 秀 | 敏 | 君 |
| 社 | 会 | 教 | 育 | 課 | 長 | 長 | 尾 | 正 | 君 | |

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 赤 | 木 | 英 | 俊 | 君 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

○職務のため出席した議会事務局職員

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 富 | 田 | 秋 | 彦 | 君 |
| 書 | | | 記 | 金 | 田 | 将 | 君 | |

開会の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日は全員出席でございます。

これより、本日をもって招集されました平成9年定例第2回新得町議会を開会いたします。

（宣告 10時03分）

開議の宣告

議長（湯浅 亮君） 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（湯浅 亮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、16番、黒沢誠君、17番、森 清君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（湯浅 亮君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月20日までの11日間といたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月20日までの11日間と決しました。

諸般の報告

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙、お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

行政報告

議長（湯浅 亮君） 次に、町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、斉藤敏雄君。

〔町長 斉藤敏雄君 登壇〕

町長（斉藤敏雄君） 5月12日の臨時第2回町議会以後の行政報告を申し上げます。2ペ - ジにまいりまして、後段でありますけれども、道道忠別清水線下水道新設工事

その1、以下4件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。

4ペ - ジにまいりまして、5月18日には、第49回の新得神社山の桜まつりが実施をされました。

また、5月19日には、農林水産省帯広統計情報事務所の所長が来町されまして、現在、新得、清水、鹿追、三町管轄しております統計事務所の清水出張所を平成10年度中に閉鎖をいたしまして、音更の出張所に統合するという旨の、お話が伝えられております。5ペ - ジにまいりまして、5月21日には、懸案事項の要請ということで、ひとつは町民プ - ルの建設事業につきまして、道の過疎戦略事業に認定を受けまして、本年度、6,000万円の道の振興補助金の決定と併せて、過疎債が決定をいたしましたので、そのお礼を兼ねまして、併せて、明年も引き続き、道の振興補助金の要請を行いました。そのほか、主要道道夕張新得線の建設にかかわりまして、調査の促進につきまして要請をいたしております。

5月22日には、営林署の存続を求める推進協議会を開催いたしました。これは、国有林野事業の経営改善計画によりまして、平成9年度中に全国で35の営林署の統廃合問題が、再びじゃっ起をいたしております。現在、国の林政審議会におきましては、今後の国有林野事業、そのものをどうするかという議論がなされておまして、そのことと並んで、今回の営林署の合理化問題、まさに正念場を迎えたという感想をもっております。今後とも、町内関係機関と連携を密にいたしまして、全面的な運動に取り組んでいきたいと思っております。協議会に引き続きまして、地元営林署長にご要請をいたしたところでございます。

また、6ペ - ジでは、5月23日に山村留学生とトムラウシ地域の交流会が行われております。本年は、4世帯6名の児童生徒がトムラウシ小中学校で、山村留学を続けております。また、今月中に1世帯1名の親子がトムラウシで山村留学の予定であります。この山村留学は、地域振興に大きな役割を果たしておまして、トムラウシのみならず、ほかの複式校におきまして、今後とも鋭意、山村留学の制度を進めてまいりたいと思っております。

7ペ - ジにまいりまして、5月26日には、40年の長きにわたりまして、地域振興並びに、地域医療に貢献されました駒木嗣雄氏の、名誉町民章贈呈式並びに受賞祝賀会を開催いたしました。

8ペ - ジにまいりまして、5月28日には、三輪ヒュ - ム管株式会社を表敬訪問いたしました。これは、農業振興地域の除外など、一連の法律に基づく手続きが完了いたしましたので、よって着工の条件が整ったということで、ごあいさつに行っておりました。

この際、会社といたしましては、現在の釧路工場から、主力を将来的には新得工場にシフトをして順次、充実をしていきたいという旨の、経営方針が伝えられております。

5月29日には、国道38号線の市街地の自歩道整備、現在、始まっておりますけれども、この整備促進と併せて、せっかくの整備でありますので、グレ - ドアップにつきまして、開発建設部に要請をいたしております。

9ペ - ジにまいりまして、5月29日には、町道佐幌東仲線、道路改良工事、以下3件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。5月30日には、クラブメッドのサマ - シ - ズンがオ - プンをいたしました。

また、翌5月31日には地中海クラブの本社のフィリップ社長以下、役員一行が来町されております。

5月31日から6月1日にかけて、高体連の女子ソフトボールの予選大会が新得を会場に実施をされております。

次ページにまいりまして、6月2日であります。帯広営林支局長に新得営林署の存続につきましての陳情を行っております。今後の営林署の存続問題についての取り組みの考え方をこの際、若干ご説明しておきたいと思っております。

すでに町民への啓発のためのチラシ配布、役場庁舎並びに屈足総合会館に、けん垂幕を掲揚いたしております。また、団体署名並びに個人署名の運動を実施しているほかに、街灯による署名も実施していきたいと思っております。それらの経過を経て、6月20日には、町民集会を屈足地域において開催をし、さらに林野庁長官並びに関係の国会議員に対しましても、陳情を進めていく予定であります。

6月3日には、ユートムラウシ線橋梁架替工事、以下14件の入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。件数別では、本年度予算に対しまして、36.6%ないし36.7%の発注率であります。また金額面では、59.91%の発注率となっております。少し飛びまして、15ページであります。6月4日には、名誉町民の駒木嗣雄氏が函館市に転出をされました。

6月5日には、新得物産のそばの館の修ばつ式、並びに落成式が行われております。この館は今後、新たな本町の名所といたしまして、11日から一般に開放されることになっております。

6月5日には、三輪ヒューム管株式会社新得工場の安全祈願祭が行われております。概要を申し上げますと、約1,700あまりの工場が建設されるほかに、製品のストックヤード及び事務所が建設される予定でありまして、この10月末に完成、引き続き試験操業に入ると、併せて、新年度から本格操業と、このようにお伺いしております。

6月6日には、西村北海道副知事が来町いたしまして、レディ・スファームスクールの視察をいたしました。約1時間にわたりまして、研修生と副知事の直接の懇談会が催されております。道といたしましても、新規就農対策として、この施設の取り組みにつきまして、強い関心を持っていると同時に、今後とも新規就農支援のための、道としての対策を講じていきたいという旨の、コメントがなされております。

16ページにまいりまして、6月の7日から8日にかけて、第30回目の全道ろうあ者夏季体育大会が、開催をされてありまして、新得を会場にバドミントン、サッカーなど4種の競技が行われたところでありまして、以上であります。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

日程第3 報告第7号 専決処分の報告について

議長（湯浅 亮君） 日程第3、報告第7号、専決処分の報告について、議長、当時者でありますので、ここで副議長と議長席を交代させていただきます。

[議長 湯浅 亮君 退場]

[副議長 高橋欽造君 登壇]

副議長（高橋欽造君） それでは日程第3、報告第7号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により、指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布してありますが、この報告に対し質疑はございますか。18番、金沢静雄君。

18番（金沢静雄君） 私は、こういう問題がここに出るたびではありませんが、たまたま申し上げているのでございますが、ここに損害賠償の相手方として、今、退席された議長なわけでありませぬ。

こういう問題で、何はともあれ、ここへこういうところへ名前を出されるというのは、極めて本人にとっては、これ不名誉なはずなもので、しかも、交通事故ですから、一方的に、片方がよかったということにならなはずなもので、それと、もうひとつは、この相手方というのは、被害者になるわけなもので、当然こういうことの処理についてはだね、加害者というものがなくてはならなはずなもので、しかも、また、これは昔からそうなんですけれども、物事のこの、例えば、けんか両成敗ということがあって、こういうような関わり合いについては、必ず双方にそれぞれの負担を強いるというのは、古来の伝統なはずなものですよ。そういう面で見たら、毎回そうなんですけれども、当然ここに加害者という者が一項、加えられるべきだと思ふ。そのことによってね、そのこと、ここに出されるということは、非常に不名誉なことでもありますしね、今後のいろんな、そういうものに対するひとつの、自粛自戒の糧になるだろうと考えますが、いかがでございませぬか。

副議長（高橋欽造君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） このたびの事故につきましては、1月3日の大雪のあった日の未明にですな、除雪車と、町の除雪車とですな、湯浅亮氏の車との激突でございませぬが、これにつきましては、加害者側がですな、この事故につきましては、相手方がですな、湯浅亮氏が車を停止している所へ、町の除雪車が激突した交通事故でございませぬので、裁定としては、100%加害者の責任という裁定をされております。したがって、町が全面的に、この事故の責任を負った裁定がなされております。そのようなことではございませぬので、この事故についての割合というのは、さきほども再三申し上げておりますが、100%加害者の責任であります。それから、これらについてですな、相手方の名前を、加害者の名前を載せるべきだということでございませぬが、これについてはですな、この提案書についてはですな、必要要件のみ、載せて議決を得るように、ということでございませぬ、準則等においてはですな、このような形でやってよいとなっておりますので、最小限の要件を満たした事項を提案させていただいております。

副議長（高橋欽造君） 8番、金沢静雄君。

18番（金沢静雄君） そりゃこういうことで、よろしいよということになっているんだかもしらんけれども、結局、この立場がいろいろありますから、町長とすれば、部下をかばうとか、擁護するとかいう心情もわかるけれども、やはりそういう感覚というのがね、わが町にはないはずなものでございませぬが、いろんな意味で、世情を騒がせるもとなりにかねないわけですよ。ましてやね、これは止まっている車にぶつかって100%、町が悪いんだ、まさか、町長が悪いわけでないんで、やっぱり、害を加えた運転手の、なんぼ大雪だろうが、なんだろうがね、注意義務を怠ったわけですから、やっぱり、注意義務を怠ったことに対する制裁という意味じゃないが、その他の交通事故においてもだね、やはり、運転者のそういう注意義務というものを喚とする意味で、加害者も当然ここに、同等に扱って出すべきだと思ふますが、もう一度、ひとつお答えいただきたい。

副議長（高橋欽造君） 助役、高橋一郎君。

助役（高橋一郎君） 本件につきまして、今回ばかりでなく、時おりこういった交通

事故等もろもろの、損害賠償の専決。誠に、このご提案するたびに、胸が縮む思いでございます。深くお詫びを申し上げたいと思っております。今、ご指摘の点、誠にごもっともなご主旨だとは思いますが、加害者責任は新得町、いわゆる町長でございます、それぞれの職員は、それぞれの職務に従事する中での事故ということでございまして、加害者として、ここに表現するというのは、必ずしも適当でないと考えております。ただ、それはそれといたしまして、この、雇用者責任といいたまいますか、そういった中で当該職員に対しては、そのつど厳しく、処分をしております。本件につきましても、その過失責任が100%であるということをもって、昇給延伸を伴う懲戒処分をいたす予定でございますし、こういったことが、再三起きないように、再度、深く自戒をしてまいりたいと考えております。そういった趣旨で、いわゆる加害者は新得町長であると。こういって、ご理解をいただきたいと思っております。

副議長（高橋欽造君） 7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） 最近、専決処分というと、こういったような交通事故の補償といったようなケ - スがですね、年間、2件か3件、出てくると。こういうことを考えますとですね、いちおう、運転手さんの研修ですか、安全教育といったものを、どのように、やっておられるのか。あるいはですね、いわゆるデスクの上での研修以外にですね、やはり、運転手さんを集めて、町長なり、助役がお話し合いをしていくといったような形の中で、注意を喚起することが必要でないのかと。それから、もうひとつは、こういうふうな、事故が発生するという背景の中にですね、勤務体制はどうなのかと。例えばですね、やっぱり過労であるといったことで、そういう事故が起きてはいないのかどうか。単に、運転手の責任を追求するだけでなく、そういったような勤務体制というものについても、目配りをする必要がなからうかと。例を上げるまでもなくですね、最近、バスの横転事故だとか、あるいは、清水におけるブレ - キの故障の問題だとか、そういう形の、いろいろな形で、事故というものが発生してきているわけですね。新得では、バスの横転事故というのは、ないわけですが、過去においては接触事故やなんか、それなりにあるわけですね。そういったようなことも考えますと、今お話しした、この2点、大きな関心を持っているわけなんですけど、この点どういうふうに対処されているか、お伺いしたいと思います。

副議長（高橋欽造君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） 交通事故の研修につきましては、今は運転業務としている職員ばかりでなくて、職員全員がですね、車を運転するようになっております。したがって、これらについてはですね、事故のないようにしていかなければならないということで、研修をしておりますが、例えば、昨年12月にはですね、警察署の課長さんに来ていただきましてですね、職員にですね、啓蒙等の、啓蒙とか、運転技術にかかわった講習も受けておりますし、それからですね、冬場ではですね、モ - タ - スク - ルで行っております。冬場での運転技術の研修等も参加させております。そのほかですね、交通安全の期間等についてはですね、課長会議から、これは机上ですけど、課長会議ですが、職員全員ですね、その交通事故の趣旨も含めてですね、安全教育、安全の徹底を図るべくですね、周知を図っておりますので、今後ともですね、これらについてはですね、続けていかなければならないと思っております。

副議長（高橋欽造君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） 勤務体制でございますけれども、通常の除雪関係につきま

しては、気候図、天候を見ながら、朝5時からとか6時からという体制で超勤扱いで、処理してございます。

副議長（高橋欽造君） 7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） 研修の関係なんですけど、いちおう、ちょっとさきほども触れましたようにですね、全般、全職員が運転をできるというのはわかります。だけれども、運転をする頻度というのはやはり、プロであるトラックの運転手であるとか、あるいはバスの運転手だと思っんですよね。そういう人たちを中心に、町長並びに助役の安全対策として、たまに懇談会をやるということで、注意、意識を喚起してほしいということなんです。よろしくをお願いします。

副議長（高橋欽造君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 関連なんですけど、例えば除雪の事故けっこう多いわけで、除雪作業に関しては、町の除雪車だけでなく、委託というのは、けっこうあるわけですが、それに、委託した業者が事故を起こした場合には、どういう処置をこれからしていくつもりなんです。

副議長（高橋欽造君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） お答えいたします。除雪の関係で委託している路線は、5、6線ほどございますけれども、それぞれ、委託業者に町と同じ額の保険に加入していただいて、その保険で処理するというようにしてございます。

副議長（高橋欽造君） 1番、吉川幸一君。

1番（吉川幸一君） 2点お聞きしたいと思います。1月3日ということですから、約5か月間以上かかっています。これ、非常に、100対0の事故にしては、ずいぶんかかり過ぎだなという気がしておりますけれども、どのようにしてこんなに延びたのか。

またですね、もう1点は、これは町の除雪の車の事故が、年間に何回かあります。この除雪の体制というものをですね、今の体制では町の車にいろいろな事情がありまして、日ごろ慣れていない人が、除雪車を運転する場合があります。だから、ダンプの免許は持っているけれど、除雪のその先の長い差をですね、常時乗り慣れてない人が冬に除雪をされるから、こういう事故が多発するのではないかな、と私考えるわけです。ですから、ほとんどですね、この除雪を農家のかたの救済措置だとか、いろんな問題はございましょうけれども、民間に委託していったらですね、民間業者はこの除雪に関しての事故は、そんなにないです。乗り慣れてない車に乗るから、こういうふうな事故が、起きるのではないかなと思っております。ですから、これ、民間委託もですね、路線を再度、検討されたほうが、私はよろしいんでないのかな。と思っております。そこらへんのお考えどんなんでしょう。

副議長（高橋欽造君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） 除雪体制でございますけれども、職員、準職員、3名と冬期の対策としまして、農家のかたが約6名ほど、応援をお願いしてございます。それぞれ、臨時で来ていただいているかたにつきましては、4年なり、5年なり、ベテランのかたが多いわけございまして、決して乗り慣れてないということではないかと思っております。

民間委託の関係でございますけれども、なかなか、それに対応できる業者のかたが、全町的に約300ほど除雪距離ございますけれども、対応できるかどうか。ちょっと

その辺まだ、詳しく調べたことございませんので、お答えできませんけれども、たまたま、ここ2、3年の事故につきましては、冬期間の臨時のかたでなく、職員の事故が重なったということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

副議長（高橋欽造君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） ご指摘のとおりですね、事故が起きてから本日までですね、相当期間が、時間がたちました。これはですね、事故が、損害額にありますように、金額にありますように、ちょっと事故が大きかった。大破でした。そのためですね、修理が長引いたんですが、特にですね、部品の調達ができなくて、そのためにですね、修理が長引いたというのが原因でございます

副議長（高橋欽造君） 1番、吉川幸一君。

1番（吉川幸一君） 今、運転手がですね、職員のかたの事故が多いというふうなご答弁いただきましたけれども、民間はですね、事故が起きるたびに時間的なものですか、その状況ですとか、いろいろなものをトータルで総合判断して、この運転手はこの、不向きじゃないかというところまで、そのデータを出してございます。ですから、職員のかたなら、なおですね、この運転手がどのような状態で事故を起こしたかというデータをですね、採っておかなければ起こす人は、毎回起こすのです。これは今までのデータの中に、民間では載ってきて、この人はこういうふうな、指導が必要だというふうな感じで指導データが出てきております。町はここまでですね、こういう専決処分のときに、たいへん、いろいろ言われまして、また起きた、しょうがないなと思うんじゃないくて、この運転手はどういうときに事故を多発しているか、というのをですね、一回一回データで採るべきなんです。そういうことをやっているかどうか、お聞きしたいと思います。

副議長（高橋欽造君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） お答えいたします。個々の職員のデータにつきましては、ちょっと記録しているか、どうか、ちょっと私、今わかりませんが、車両の事故については、それぞれ車両台帳ございますので、その都度記載してございますけども、個人的なデータは、ちょっと押さえていないかと思っております。

副議長（高橋欽造君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（高橋欽造君） ないようですので、この報告第7号については、これをもって終結いたします。

副議長（高橋欽造君） 議長と交替いたします。

〔副議長 高橋欽造君 降壇〕

〔議長 湯浅 亮君 登壇〕

日程第4 報告第8号 平成8年度新得町繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（湯浅 亮君） 日程第4、報告第8号、地方自治法施行令第146条第2項に基づき、繰越明許費にかかる計算書の報告がありましたので、お手もとに配布してありますが、この報告に対しご質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（湯浅 亮君） ないようですので、この報告第8号はこれをもって終結いたします。

日程第5 報告第9号 平成8年度新得町継続費繰越計算書の
報告について

議長（湯浅 亮君） 日程第5、報告第9号、地方自治法施行令第145条第1項に基づき、継続費にかかる計算書の報告がありましたので、お手もとに配布してありますが、この報告に対し質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（湯浅 亮君） ないようですので、この報告第9号はこれをもって終結いたします。

日程第6 議案第37号 固定資産評価審査委員の選任同意について

議長（湯浅 亮君） 日程第6、議案第37号、固定資産評価審査委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。助役、高橋一郎君。

〔助役 高橋一郎君 登壇〕

助役（高橋一郎君） 議案第37号、固定資産評価審査委員の選任同意につきまして、地方税法第423条第3項の規定により、ご提案申し上げます。

固定資産評価審査委員に、ご選任申し上げたいかたは、新得町字屈足西1線25番地、若原茂勝さんでございます。若原さんは、現在、69歳で、昭和63年6月以来、3期9年間、この職にあるわけでございます。ご承知のとおり、固定資産の評価審査事務は非常に、経験が強く求められますので、そういった意味で適任と存じ、引き続きご就任いただきたく、議会のご同意をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

〔助役 高橋一郎君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） 説明が終わりました。本件は人事案件につき、質疑、討論を省略し、投票をもって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしという声がございますので、この採決は無記名投票をもって行います。

議長（湯浅 亮君） 議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（湯浅 亮君） ただいまの出席議員数は、19人ですが、議長を除くと、18人です。

議長（湯浅 亮君） 立会人を指名いたします。

議長（湯浅 亮君） 会議規則第32条第2項の規定により、6番、広山麗子君、7番、石本洋君、8番、能登裕君、の3名を指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。よって6番、広山麗子君、7番、石本洋君、8番、能登裕君、を立会人に指名いたします。

議長（湯浅 亮君） 投票用紙を、配布いたします。

（職員～投票用紙配布）

議長（湯浅 亮君） 投票用紙の配布もれは、ありませんか。

議長（湯浅 亮君） 投票用紙の配布もれなしと認めます。

議長（湯浅 亮君） 投票箱を、点検いたします。

（投票箱 点検）

議長（湯浅 亮君） 異状なしと、認めます。

議長（湯浅 亮君） 念のため申し上げます。本案は、固定資産評価審査委員の選任同意を可とする諸君は「賛成」と、否とする諸君は「反対」と、記載のうえ、1番議員から、職員の点呼に応じて、順次、投票を願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び、賛否が明らかでない投票は「否」とみなすことになっております。

議長（湯浅 亮君） 点呼を命じます。

（職員～点呼 議員～投票）

議長（湯浅 亮君） 投票もれはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（湯浅 亮君） 投票もれなしと認めます。

議長（湯浅 亮君） 投票を終了いたしました。

議長（湯浅 亮君） これから開票を行います。

広山麗子君、石本洋君、能登裕君、開票の立ち会いを願います。

（開 票）

議長（湯浅 亮君） 開票の結果を報告いたします。投票総数18票、うち、有効投票18票、有効投票中、賛成17票、反対1票、以上のとおり賛成が多数であります。よって、本案は同意することに決しました。

議長（湯浅 亮君） 議場の閉鎖を解きます。

日程第7 議案第38号 固定資産評価審査委員の選任同意について

議長（湯浅 亮君） 日程第7、議案第38号、固定資産評価審査委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。助役、高橋一郎君。

[助役 高橋一郎君 登壇]

助役（高橋一郎君） 議案第38号、固定資産評価審査委員の選任同意について、ご提案申し上げます。地方税法第423条第3項の規定によりまして、新得町字上佐幌東1線45番地、伊藤政光さんを固定資産評価審査委員に、ご選任申し上げたいと思いますので、議会のご同意をお願いいたします。伊藤さんは、現在、48歳で、平成3年6月以来、2期6年間、この職にあるわけでございます。極めて公正、適切に、業務にあたっておられますので、ご採用いただきたく、議会のご同意をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

[助役 高橋一郎君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 説明が終わりました。本件は人事案件につき、質疑、討論を省略し、投票をもって行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしという声がございますので、この採決は無記名投票をもって行います。

議長（湯浅 亮君） 議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（湯浅 亮君） ただいまの出席議員数は、19人ではありますが、議長を除くと、18人です。

議長（湯浅 亮君） 立会人を指名いたします。

議長（湯浅 亮君） 会議規則第32条第2項の規定により、9番、川見久雄君、10番、福原信博君、11番、渡邊雅文君、の3名を指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。よって9番、川見久雄君、10番、福原信博君、11番、渡邊雅文君、を立会人に指名いたします。

議長（湯浅 亮君） 投票用紙を、配布いたします。

（職員～投票用紙配布）

議長（湯浅 亮君） 投票用紙の配布もれは、ありませんか。

議長（湯浅 亮君） 投票用紙の配布もれなしと認めます。

議長（湯浅 亮君） 投票箱を、点検いたします。

（投票箱 点検）

議長（湯浅 亮君） 異状なしと、認めます。

議長（湯浅 亮君） 念のため申し上げます。本案は、固定資産評価審査委員の選任同意を可とする諸君は「賛成」と、否とする諸君は「反対」と、記載のうえ、1番議員から、職員の点呼に応じて、順次、投票を願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び、賛否が明らかでない投票は「否」とみなすことになっております。

議長（湯浅 亮君） 点呼を命じます。

（職員～点呼 議員～投票）

議長（湯浅 亮君） 投票もれはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（湯浅 亮君） 投票もれなしと認めます。

議長（湯浅 亮君） 投票を終了いたしました。

議長（湯浅 亮君） これから開票を行います。

川見久雄君、福原信博君、渡邊雅文君、開票の立ち会いを願います。

（開 票）

議長（湯浅 亮君） 開票の結果を報告いたします。投票総数18票、うち、有効投票18票、有効投票中、賛成17票、反対1票、以上のとおり賛成が多数であります。よって、本案は同意することに決しました。

議長（湯浅 亮君） 議場の閉鎖を解きます。

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩といたします。11時5分までとさせていただきます。
（宣告 10時59分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 11時16分）

日程第8 議案第39号 職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第8、議案第39号、職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、佐藤隆明君。

〔総務課長 佐藤隆明君 登壇〕

総務課長（佐藤隆明君） 議案第39号、職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。裏面をお開きいただきます。

提案理由を見ていただきますけれども、平成8年度の人事院勧告において、寒冷地手当制度の見直しが勧告され、それに伴いまして、国及び道は改正いたしましたし、管内町村も改正見込みであることから、本町もこれに準じて改正しようとするものであります。

改正の内容は、基準日と基準額の変更であります。基準日は、8月31日を10月1日に改正いたします。さらに基準額の変更でございますけれども、基準額の変更は、改正前は、給料定率の100分の30に、世帯主区分を3区分として、定額を合算して基準額として支給しておりましたが、今回の改正では、定率部分をなくしまして、世帯主である職員の扶養親族に応じて、4区分に改めます。これによりまして、寒冷地手当の支給地とそれから、非支給地との格差や、報酬の高い職員の手当などが有利になっている問題を是正しまして、人勤ではですね、全体で改正前より多め、8割程度となるように、支給水準の適正を図るものであります。

しかし、寒冷地手当は一時金であることから、現行支給額を相当程度下回る職員についてはですね、緩和の措置を講じることとなりました。経過内容は、左側のページのですね、表を見ていただきますけれども、期間で平成9年は1万円、平成10年は3万円、平成11年は5万円、平成12年は7万円を減じて、支給するということといたしました。その後ですね、この改正のものを、基準額にもっていくものでございます。そういう経過措置をとっております。ただしですね、新基準に達した場合は、この新基準額といたすことになっております。以上でございますので、改正条文の説明は省略させていただきます。なお、この条例は、平成9年7月1日から施行いたします。以上よろしくご審議をいただきます。

〔総務課長 佐藤隆明君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑にはいります。質疑がありましたら、発言を許します。7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） 従来、この寒冷地手当の改正条例につきましては、その年度限りの適用、というな形で出されていたように記憶しますが、今回は、永久的な改正というふうに理解してよろしいんですか。と同時にですね、もう1点は、ここに改正前と改正後というふうになっております。これは改正前というのは、あくまでも基本条例の金

額だと思うんですね。従来は、その年度、年度で、いろいろ金額を変えてきたんですが、これだけを見ますと非常に、その大幅に上がったような感じに受け取られます。

けども、実際には、今年は少し下げられたんでないのかな、と理解しているわけなんですけど、できれば本当はですね、改正前と現在、臨時法でされた、去年の金額と今度改正しようとする金額の、3つが並べられていると理解がするわけなんですけど、これだけでいきますと、非常に大幅に、いわゆる、灯油の下がっている時期に、大幅に上がっているという感じに取られるわけですよ。その点、昨年度のですね、金額をここに、こう、載せていただくと助かるという意味からですね、昨年度はいかがだったでしょうか。金額は。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） ただいま、改正しようとする部分につきましてはですね、これは、寒冷地手当のですね、本来の寒冷地の分でございます、石本議員のおっしゃった分については、特例加算にかかる分でございます。それはですね、12月に応じて、12月にですね、その時期の灯油の価格に応じてですね、新たに、その時限立法として、そのつど提案するものでございますので、この条例とは、全く異なるものでございます。これはですね、従来から8月31日を基準日にして、支給していた分の改正でございますので、その条例が異なりますので、その点、ご理解をさせていただきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） 今のお話しは、よくわかったんですね、ただ、これが議会広報あたりで出された場合にですね、かなり大幅に上がっているというふうに見えますので。要するに昨年、適用された金額との比較ということで、出していただかないと、だめだなということなんです。それで昨年の金額はなんぼでしたと聞いたのね。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） 基準額の変更を見ていただきますけども、改正前と改正後とありますが、改正前はですね、定率、給料の、プラス扶養手当の100分の30というのがありますね、これと定額の63,100円を足したものが、基準額として支給されていたわけですが、改正後はですね、そういう、この定率を省いてしまいまして、世帯主もですね、扶養親族の数によって決めるという、やり方でございます。したがって、さきほど申し上げましたように、最終的にはですね、金額的には個々に出ますけど、個々の対応になりますけど、総体的に見ますと、おおむねですね、前年より、従来よりですね、8割程度の支給になるということでございます。ちなみにですね、今回これによってですね、新たなですね、改正のですね、基準を上回る職員はですね、上回っていく職員についてですね、32名でありまして、あとの職員は全員ですね、この基準を超えてしまう分でございますので、この1万円を減ずるという形になってくるわけでございます。急にですね、改善しますと、緩和措置が講じれないという、国の考え方に沿ってですね、この4年間においてはですね、緩和措置をとって減額をしていくということでございますので。これは、あくまでも、人事院勧告に基づいた改正で、町独自のものではありませんので、その点をご理解をお願いしたいです。

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） 大変、かみ合わない面がありますので、この辺で質問を止めます。

議長（湯浅 亮君） 3番、松尾為男君。

3番（松尾為男君） 提案理由ですね、ありますように、管内町村の改正見込みということでありますけども、新得は管内におけるところのですね、改正なったとしたら、位置付けはどの程度なんですか。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） 少なくとも、西部3町はですね、同じ状況に改正されるのではなかろうかというぐあいにとっております。全体的にですね、支給日は、だいたい10月1日というのが、大勢かなと思っております。あと、緩和措置につきましては、若干ですね、町村によっては、バラツキもありますけど、西部はこの緩和措置をとると、聞いております

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第39号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第40号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第9、議案第40号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、佐藤隆明君。

〔総務課長 佐藤隆明君 登壇〕

総務課長（佐藤隆明君） 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

次のページをお開きください。提案理由でございますけれども、新たにボランティア休暇として、職員が自発的、かつ報酬を得ないで、社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが、相当であると認められるときにおける休暇を追加するものであります。この休暇は、被災者、障害者等、直接支援する活動を対象とするものであります。

前のページの本文に戻っていただきます。第16条にですね、ボランティア休暇を追加しています。16条では、職員は自発的に報酬を得ないで、社会に貢献する活動は、1年につき5日間の範囲で、給与を減額することなく、認められる休暇を与えることができる制度でございます。

次のページをめくっていただきます。この社会に貢献する活動ということで、3項目内容が対象としてありますけれども、ひとつには、これは激甚災害等による支援程度のことをいっております。

二つ目には、身体障害者施設での活動をいっております。

三番目はですね、身体障害者に対する援助、活動を行う場合。この3点をですね対象としております。

なお、これは人事院勧告に基づく制度でございまして、国、道は、すでに新設済みですし、管内市町村も同様にですね、制度化を予定しているところでございます。すでに制度を終わっている町村もあります。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上よろしくご審議をお願いいたします。

〔総務課長 佐藤隆明君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑にはいります。

質疑がありましたら発言を許します。16番、黒沢 誠君。

16番（黒沢 誠君） このボランティア活動に出まして、万が一、災害にあった。本人が災害にあった場合は、どのようなことになるのか、ちょっとお尋ねします。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） これはですね、あくまでも、休暇として、本人が自主的に参加するものでありますから、これは本人の負担になりますけど、そういう部分も含めて、ボランティア活動保険というのができておりますので、ボランティアに参加するかたは、おそらく、その保険に加入されてですね、参加するんでなからうかと思っております。

議長（湯浅 亮君） 18番、金沢静雄君。

18番（金沢静雄君） この趣旨とするところは、よくわかるんでございますが、どうも私は、古い人間でございますのでね、いわゆる、このボランティア休暇のボランティアというのは、いったいどういう解釈をしているのか。これひとつ、日本語で訳して聞かせてもらいたいと思います。

それから、平成8年度ですね、職員の年次有給休暇の取得率。前年でいったい、どれくらい有給休暇を取っているのかということ。

もうひとつ、ここに提案理由、第16条にもございますけども、報酬を得ないで、社会に貢献するとなっているが、職員がこういうふうには休暇で受けるという場合においては、当然、例えば、町職員の平均給与は年額、なんぼになっているか、600万以上になっていると思うんですが、それにいろんな社会保険であるとか、退職共済とか、そういうようなものを全部加えて、いわゆる人件費で割返すと、恐らく3万円、1日3万円になるだろうと思うのです。そうすると、仮にここで5日、この活動で出るとなるとですね、15万くらい。15万くらい、というのがですね、目に見えない形でこれは、町民の負担になるわけですよ。したがって、これがですね、ここでいっているように、何も報酬を得ないでうんぬんということにはならない。当然、この部分は町民の負担になってくるわけですから、その辺をどう、いったい判断するか。

一般、民間業者の場合は、今年の4月1日から、いわゆる労働基準法の1週40時間制適用ということで、非常にその対応に苦労しているわけです。なかなか短兵急にはいかない面もございまして、実際に働いている姿を見ると、1週40時間で済ませる。残業も何もなしでできるところは、ほとんどないだろうと思うんです。そういう面で見るとですね、これは、どこの町村もそうなのか知らんが、うちの役場においては、確か、1週38時間労働になっているはずなんですよ。これも細かく計算するとですね、1年に10日以上のは、時間が、一般に比べると短縮されているわけですね。そういうものを全部併せて考えると、あえて旧来の休日、所定の休暇に対して、更に5日上積みするというのはいかがなものかと、私は思うんですが。以上2つ、3つ、申し上げ

げましたが、ご答弁いただきたい。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） ボランティア休暇の意味ですか、日本語に訳してということでございますけど、広辞苑でみますと、志願者、篤志家、奉仕者、自ら進んで社会事業などに参加する人というように広辞苑では、位置付けされております。今回のボランティアにつきましてはですね、阪神淡路大震災を契機としてですね、その重要性についての認識が、社会一般に浸透してきており、各方面から、その活動を支援していくことの必要性が打ち出されているというようなことがありますね、また、職員のボランティア活動に参加することは、行政とは異なる側面から、町民、国民生活に触れることができるなどの、広い視野を秘めてですね、行政面で、よりよい効果をもたらすという、そういう考え方に立ってですね、ボランティア休暇を新設するという事になったわけでございます。

年次休暇の取得率ですけど、取得率ですね、これは、40日年次休暇みた場合に、平均しますと、9日休暇取っておりますので、22.5%になるかと思います。

それから、報酬を得ないでという意味でございますが、さきほど申し上げましたように、この休みにつきましては、給料ですね、減額をしないで休める制度でありますけど、報酬を得ないという解釈はですね、人事院規則の第22条の4の中でいっておるんですけど。これについてはですね、活動の対価としてですね、金品を得るような場合はもちろんのこと、いわゆるボランティア切符といってますけど、よくボランティア預金ということがありますが、そのような将来的な見返りをですね、期待するような場合も含めてですね、休暇の対象にしないという趣旨で、人事院規則では定めております。

それから、休みにつきましてはですね、これはですね、制度でございます。確かに年次休暇が20日ありますが、特別休暇の中にもですね、いろいろと10項目くらいの特別休暇もありますし、それから介護休暇もあります。そういう制度的に設けたものでございますので、年次休暇とは、また別のものというふうに解釈をしていただきたいと思えます。

議長（湯浅 亮君） 18番、金沢静雄君。

18番（金沢静雄君） いろんな阪神の災害ばかりじゃございませんで、いろいろと日本の場合は災害が重なってきますし、いつ、そういうことがそういう事態が発生するかということは、ちょっとわからんぐらい多発しているわけです。

そこで、そういう災害時の支援というのはですね、これは一番先にこれ、公務員のかたがたが、とっかかる。いろんな立場において、それは率先していこうと思うんですが、この問題というのはですね、単に公務員というばかりじゃなくて、例えば広く、例えば、この町であれば、広く、やはり、新得の町民ができる限りそういうことに、支援をしていかならんことだろうと思うんですよ。あるいはまた、そういう参加の機会を与えるべきでないかと、こう思うんです。そこで、今の答弁でございましたように、40日の有給休暇ある中で、だいたい9日しか使ってない。だから一般的には30日、余裕があるわけです。私はその、いろんな制度上の休暇ということは、それはそれで、意義があるんだろうと思うんですが、この一般的にこうなっているから、こうするんだじゃなくて、そういう災害時におけるところの、いろんな支援活動に対してですね、もっと別な角度から、例えば、うちの町としての独自の方策を考える。例えばこれはもう、ただ単に役場の職員だけが、こういうことでやるんじゃないで、

もしも、そういう場合には、広く一般にも、そういう機会を与えてもらうということで、例えば、職員に限らず、わが町からはそういうところに、支援活動に出かける人に対しては、例えば、旅費を見て上げますよとか、それによって、役場の職員ばかりじゃなくて、一般の町民に中からも、あるいは、そういうところに参加するという人は、恐らくあるだろうと思うんです。ですから、ほかでこういうことで、制度的にこういうものを設けるから、うちもやるんだ。というんじゃないくて、わが町は、わが町で独特の、こういう災害時の支援活動というものも、考えていかんならんだらうと思うんでございますよ。そんなことからですね、例えば、こういう支援に行っている場合については、旅費を見て上げるとか、そういうことをね、これは、町の職員も含めて、そういうような発想を持つべきでないのか。また、職員については、だいたい2、30日年次有給休暇というのを、余しているわけですから、ですから、こういうのは新たに、その特権的な立場で休暇を追加するんじゃないくてですね、そういう中で、やっていくよという考え方、それに対しては、少なくとも旅費は支給して上げます。というような制度にすべきでないかと私は思うんでございますが、いかがでございますか。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） さきほど、私の説明で年次休暇の分について、40日という言い方をしましたが、本来はですね、20日なんです。20日なんですけど、前の年の分を繰り越せば、20日ということで40日ということになりますから、前の年の分を使ってしまうと、20日になりますので、そういう意味からいきますと、45%程度の取得率になるんでなかろうかと思っておりますので、その部分については、訂正をさせていただきます。

それから、町民全般に対する支援でございますが、これはですね、例えば、隣町にですね、大きな災害が発生したという場合についてはですね、これはやはり、黙って見ているわけにこれ、いけないわけですから、当然、救助活動なりしていくとしますとね、そうしますと、町挙げてやっていくという形になりますので、そういう中でですね、町民にですね、旅費なり、相当額の報酬をですね、支払って行ってもらうということは、なかなか難しい面が、あるんでなかろうかと思っております。そういう趣旨からいってですね、現状では、そういう大きな災害については、あくまでもですね、自主的に参加していただくということでですね、協力を呼び掛けていくしか、今のところ方法がないかなと思っております。

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） 2点ほどお伺いしたいと思いますけども。今回、阪神大震災という大きな災害があって、このボランティア休暇というものが、大きくクロ-ズアップされてきたのではないかなと、思うわけですが、これは追加された項目でありまして、以前からも、この介護休暇というものはあったはずなんですけれども、このたびですね、新聞などを見ると、近隣の町村でも、直接その町の施設に行き、お手伝いをするという話が出ておりました。そして、目新しいことではないんですけれども、何で大きく取り上げられるのかなというのと、この介護休暇の条例が、制定されているにもかかわらず、あまりに、それが、現実的に使われていなかったんでないのかな、という気がするわけです。それで、今までにも、この新得町において、たくさんの福祉施設があるわけですが、その休暇を使った活動というものが、どの程度なされていたものなのか。それから、近隣町村で、これだけ大きく取り上げられているからには、よりその

方向性を、はっきりさせるべきではないかな、という気がするわけなんです。

実際、記事の中を見ますと、机上の部分ではわからなかった面が、それに従事されたかたに、直接の苦勞というものが、感じられたという記事が載っているわけですけども。いまさら、こう言われるということには、今まで、その福祉対策において、何かが欠けているのではないかなという、気がするわけです。

例えば、デイサ - ビスの部分におきまして、なかなか、いい人材は育っていかないとか、内部からのいろんな反省事項というのがありましたけれども。それがあつる程度、制度化していくうえで、実際にそれに携わつているのと、いないのとの差は、その辺にギャップとして出てきているのではないのかなと、思つるわけですけども。この2点について、考え方をお聞きしたいと思つます。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） まず、介護休暇のご質問でございますけども、介護休暇につきましては、これはですね、制度として設けてありますけれども、介護休暇の趣旨がですね、これは、身内ですね、例えば、配偶者とか、父母とか。そういう身内に限つた者が、介護休暇でございますので、その大きな視野で、定めているものではありません。ただ、お話がありました、ご質問がありましたですね、本務でのなんていうか、研修と申しますか、そういうことについて、他町村で、確か取り上げられております。本町におきましてはですね、新採用の職員につきましてはですね、必ずですね、ホ - ムに3日くらい、行っていただいでですね、同じように、職員と同じような形でですね、研修をさせております。ちなみに平成8年は、5人、平成9年は、3人、今年はずでに3人行つております。そういう形でですね、経験をさせておりますし、今後とも、そういう研修は、させていかなければならないと思つております。それとは、また、そういう意味でですね、今回ボランティア休暇ができた分については、自主的な活動でございますけど、そういう福祉施設等にですね、自主的に活動に、参加する場合については、この休暇の中で対応できるようになっております。

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） 以前の介護休暇が、ごく狭い範囲の、本人を中心にしたということであることですので、今回この、ボランティア休暇というのものが、実際に条例に盛り込まれる結果になれば、今、言つたような広く福祉施設においての研修ということも、当然、兼ね合つてくるわけです。実際に福祉の制度をいろいろと決めていく場合に、やはり、現場を知ること、大事だと思つますので、今、言われたように新人には、その機会を与えているということばかりではなく、ぜひ、まねして町長ばかりということは言いませんけれども、ぜひ、実際に携わつている人全員が、年に何回かでも、それに携わつて、現場の動きも、年を追うごとに変わつて行くでしょうから、ぜひ、その実態を把握できるような形を、率先して取り入れてつていただきたいと思つるわけですけども。今後の方策として、どのようにお考えでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） 今回の制度化した、ボランティア休暇はですね、研修でなくて、あくまでも、支援活動でございますので、その点は、また、何て言いますか、趣旨は違つますので、その点のご理解をしていただいでますか。あくまでも、支援でございます。老人福祉施設等に行つてもですね、それは、支援活動を目的としたものでありまして、研修ではありませんので、その点ご理解していただきたいと思つます。

さきほどですね、私が、新任職員について、研修に行ってもらっているほかにもですね、福祉関係の職員については、毎年行って、研修も含めてですね、経験をしておりますが、全体的な分についてはですね、これだけが研修というですか、最も効果がある研修だということもありますので、今後の課題としてですね、取り扱っていただきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 1番、吉川幸一君。

1番（吉川幸一君） このボランティア活動で、2、3、質問させていただきます。災害等の大きさは、どのくらいのを災害の大きさとみなして、ボランティア活動の休暇を決められるのか。

また、近隣町村の場合は、必然的にお手伝いに行かないといけないわけですから、距離的なこともですね、これには、どなたが判断をして、ボランティア休暇として、認められていくのか。

また、5日間の休暇をもらって、これは憎まれ口になるかもしれませんが、はたして5日間、その人がボランティア休暇に行っているかどうかというのを、どなたが証明をされるのかどうか。

また、このボランティア休暇という5日間を条例でうたいますと、町は、このボランティア休暇というのを、取るのをですね、これには、職員が自発的にとは、なっておりますけれども、今度は、こういうふうなときは、ボランティア休暇を取って支援しに行きなさいと、町が積極的に職員の人に、いうのかどうか。この条例に定める中には、いろいろと問題点というか、いろんな考え方があるのではないかな、と思っております。

これは、最終的にはですね、町がこの活動、今後、有効利用しようとしているのかどうか、ということも含めて、何点かお答え願いたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） 災害の規模ですね、ここでは、相当規模の災害といっておりますが、この、相当規模の災害はですね、災害救助法が発令された程度の、災害を想定しておりますが、しかし、人事委員会ではですね、弾力的に、災害という、激甚災害に相当する程度という、弾力的な定めかたをしております。

認める場合ですね、だれが認めるかと言いますけれど、これは、任命権者が認めることとなります。

行っているかどうかの証明ですけど、これは、行くときにはですね、活動計画というか、支援に行く計画を出していただきます。その計画に基づいてですね、それがボランティア休暇に該当するかどうか、任命権者が判断しましてですね、休暇として承認をするということになります。その行った先の分についてはですね、それでは行った先から、私はボランティアに行ってきたという、証明書をもたらってくるのか、ということになります。そこまではなかなかありませんので、報告書に書いてですね、ボランティア休暇の証明といいますか、町に行ってきた報告書を出してもらうことで、対応していきたいなと思っております。

町がですね、積極的に言うのかどうか、ということですが、さきほど申しましたように、あくまでも、自主的な活動でございますので、町からですね、任命権者から、強く要請するということは、職員命令になってきますと、ボランティア休暇にはなりません。したがって、今のところ、あくまでも、自主的にですね、なんていうんですか、この休暇、この制度をですね、自主的に用いさせたいなと思っております。

距離につきましてはですね、規定はありませんが、5日間の範囲でございまして、それは、往復のなんていいですか、行程といいですか、日程のですね、入っての5日間でございます。したがって、行くところ、救助活動が1日であって、往復にあと4日かかっても、5日間の休暇になります。

議長（湯浅 亮君） 1番、吉川幸一君。

1番（吉川幸一君） 近郊町村、帯広でですね、もしか、こういうふうな災害がありまして、これは、市が各町村に支援を願いたいというふうなときにですね、職員はやっぱり、お手伝いに行かなければいけないと思うんです。そういうときにですね、町長がですね、ボランティア休暇あるから、ボランティア休暇で行ってくださいというのと、残業もつけた、職員給与で行くのとはですね、日曜日にぶつかった場合は、相当、土・日の場合は、その人のもらう手当てというのが、違ってくると思うんです。ですから、やっぱり、人道上、お手伝いには行かないといけない、でも、土・日の場合は、町長はボランティア休暇で行ってくれといったら、やっぱり、職員の人の反応も違ってくるんじゃないかなと思うんです。そういうときに、このボランティア休暇は自発的と書いてありますけれども、町が、はい、あんたは職員の残業も、土・日の手当てをつけてお手伝いに行くか、ボランティアで行くかというのは、ずいぶん違ってくると思うんですけれども、そこら辺は、ボランティア休暇を進める意味で、ボランティア休暇というふうにはならないもんかどうか。お尋ねしているわけです。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） ひとつにはですね、やはり、情報の提供というのがあろうと思うますね。例えば、どこどこで、こういう災害が発生しておりますよ、というような情報の提供はいたしますし、更に、そういう面での、多く呼びかけがあるとかということについてはですね、当然、情報機関を通じてですね、それぞれ、周知すると思います。そうしますと、その中での判断がひとつあると思うます。それから、近隣町村のような場合についてはですね、これは、やはり、町としてですね、やはり、どうしても支援しなければならない、活動しなければならない、というような場合、ケ - スバイケ - スになるかと思えます。そのケ - スバイケ - スによってですね、職務で行ってもらわなければならない部分も発生してきますし、また、自主的に判断をして行ってもらわなければならないという場合もあるので、そのケ - スによって、異なってくるんじゃないかと思えます。

議長（湯浅 亮君） ほかに。8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 職員に適用されるわけですけど、職員の範囲ですね、例えば、一般職員か準職まで範囲が及んでいるのか。もし、例えば範囲が及んでいるとすれば、準職の場合、途中から、中途採用というのもありえるわけですよ。中途採用のかたには、この規定は適用されるのかどうか、どうなんでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） 今のところですね、準職までは考えておりません。正職で、対応ということで、考えております。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） これは、行政で行う、ボランティア休暇なんですけども、今まで全国的には、大きな企業であれば、企業自体がそういうボランティア休暇を作ろうと、さきほどお話ありますけれども、阪神大震災を気にして、そういう話が頻繁に出てきて

おります。なぜ準職には、与えられないのかと。私は、できるだけですね、これはボランティアって非常に難しいですけども、さきほどもありましたけれども。使う、使わないは別問題でして、そういう与えるということですね、やるべきだと。なぜ、準職だけがですね、臨時のかたは、期間というのがありますけども、準職のかたは、何年と、ひょっとしたら、働く。この職場で働くわけですから、そういう、差をつけるということですね、決していい考察とは思わないですが。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） 今回の制度はですね、国、道に準じて、人事院勧告に基づく、国、道に準じた制度で行っておりまして、その中では、正職という範囲になっております。準職まで、拡大するかどうかというのはですね、今後の課題でありまして、現状ではですね、まず、正職のボランティア制度を設けてですね、その活動というか、その利用状況等などを見たうえでですね、今後考えていかなければならないのかなと思っておりますけども、現状では、あくまでも、人事院勧告に基づく、国、道の準則にのっとった制度としたと思っております。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 主旨はわからんわけでもないんですけどもね、さきほどの話から、聞くと、なんのための、国の勧告、国の指導と。ということで、議案が進められているわけですけども、地方分権、分権と騒がれながらですね、地方は地方で、そういう独自のもの、考え方をつくってかまわないと、私はかまわないと。国のとおりやるのであれば、別に議会必要ないんですからね。だれのために議会で審議されているかと。そういうものも含めて、その地域性にあったものを考えると、そういうことであるんですから。あまりにも、いままでの論議から、こう、国、国の指導、ばかりですから、その辺どうなんですか、自分たちで、自分たちの独自のものをつくっていくという、感覚というのはないんでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） 確かに、地方分権とは言われて、いいつつもですね、なお、いいつつもですね、やはり、まだ、まだ、国、道の指導というものは強いものがあります。ただいま、あった部分についてはですね、今後、じゅうぶん検討させていただきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 3番、松尾為男君。

3番（松尾為男君） いろいろと、それらの質問が出ているんですが、いずれもですね、規則への委任ということは、出てくると思います。今までの聞いていることはですね、今でいう、17条ですか。休暇に関する手続き、その他、細部についての、議会では条例しか出しませんけども、規則でですね、細部にわたって、取り扱いかたを決めるはずなんですけども、そういったものについてですね、この会期末にですね、できたら本会議場でなくていいですから、そういったものを示されたらですね、なお、けっこうでないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） この規則の、引用の分もありますが、この人勧、今回のですね、ボランティア休暇の分についてはですね、詳細の分については、人事院規則でですね、うたわれておりますので、その分を参照にしているわけですが、その規則でですね、うたうかどうかについてはですね、今のところ、考えていないんです。人事院のです

ね、規則の中の範ちゅうでもですね、取り扱っていかうというぐあいに考えているところですよ。

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第40号は、原案のとおり可決されました。

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をいたします。13時までとさせていただきます。

（宣告 12時03分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 13時01分）

日程第10 議案第41号 じんかい処理場条例の一部を改正する
条例の制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第10、議案第41号、じんかい処理場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。住民生活課長、村中隆雄君。

〔住民生活課長 村中隆雄君 登壇〕

住民生活課長（村中隆雄君） 議案第41号、じんかい処理場条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

恐れ入ります、下から6行目になりますが、「に」の字が二つございますので、一字、削除訂正お願いいたします。

次ページをお開きください。提案理由といたしまして、新得町字新得基線69番地に建設しております、一般廃棄物中間処理施設の完成に伴い、本条例に追加しようとするものでございます。

前のページにお戻りいただきまして、条例本文をご説明いたします。第2条の表中、新得町一般廃棄物埋立処分場の項の次に、新得町一般廃棄物中間処理施設を加えるものでございます。附則といたしまして、この条例は平成9年9月1日から、施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

〔住民生活課長 村中隆雄君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑には入りません。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第41号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第42号 国民健康保険税条例の一部を改正する
条例の制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第11、議案第42号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。税務課長、小森俊雄君。

〔税務課長 小森俊雄君 登壇〕

税務課長（小森俊雄君） 議案第42号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

2ページ、提案理由について、ご覧いただきたいと思います。提案理由でございますが、平成9年の3月28日、地方税法の一部改正に伴いまして、当条例、第2条の課税限度額を50万円から、2万円引き上げまして、52万円にするものであります。国では、いちおう53万円に引き上げにしておりますけれども、本町につきましては、1万円引き下げております。これに伴いまして、本町の税額は、47万3,000円程度、増額が予定されております。

次に被保険者の関係でございますけれども、第5条と第5条の2で、均等割及び世帯別平等割額を、それぞれ2,000円引き上げを行いまして、1万5,000円と、2万円にするものであります。また、これに関連いたしまして、第10条につきまして、低所得者に対する軽減額を6割軽減者には、均等割、平等割を、それぞれ1,200円引き上げ、4割軽減者につきましては、800円を引き上げするものでございまして、これに伴いまして、差し引き増額は、約431万4,000円程度の増額になると考えております。この改正の趣旨は、近年の医療の上昇と、保険税の応益応能の割合、現行37.34%に対して、62.66%になっておりますけれども、今回の改正によりまして、40.27%対、59.73%として、本町の国民健康保険事業特別会計で、一般会計から繰入額が年々増加しておりますので、更にですね、被保険者数が平成2年と比較いたしますと、3,108名おりましたところが、平成8年度は2,835名という形で、273名が減になっております。

また、老人保険対象者が平成2年では、だいたい21.6%に対して、平成8年度では、31.2%増になっております。これの全体を考慮した形の中で、いちおう、均衡ある税負担をお願いするために、今回改正するものでございます。いちおう、本文の説明は、いちおう、省略させていただきます。

この条例は公布の日から施行し、平成9年4月1日から、適用するものでありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

〔税務課長 小森俊雄君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑にはいります。

質疑がありましたら発言を許します。8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） これも、国の指導だと思っんですが、国はですね、いちおう、応能負担、応益負担の割合50%、という多分、指導をされていると思っんですが、これ、どうしてもですね、予算委員会にも言いましたけれども、均等割をですね、引き上げるということは、非常に家族を多くもったかたの負担というのが、増大なものになってくると思っんです。少子化対策とか、いろいろ申しますけれども、子どもができて苦しくなるような政治状況を、つくるべきでない、と私は思っんですが。家族が多くなればなるほどね、子どもだと思っんですね、多くなるのはね。親が二人も三人も増えるわけでもないですから。子どもができれば、できるだけ、軽減まではいかないけれども、できるだけ負担のないような政策をすべきであって、これはですね、私は年々被保険者がですね、減っていく額よりも、多く税金が入りますよね、これ、この計算からいけばですね。人数がいくら減収になったのかね、税金。これは減収よりも、増えるほうが多いですよ、これね。いくら減収になったんですか。

議長（湯浅 亮君） 税務課長、小森俊雄君。

税務課長（小森俊雄君） 実際に減収になった分は、一般会計から繰り入れるという形で町費で賄っているわけがございますよね。そうしますと、平成元年ですと、繰入金がいいたい4,500万程度あったわけなんですが、平成7年度につきましては、いいたい7,300万という形で、一般会計から、非常に多くの繰入金を行っているということで、いいたい年間、その年の医療費によって減るのはありますけれど、年々上昇しているということで、まず、ご理解いただきたいなと思っます。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 国民健康保険税はどれだけ、上がる前、保険税がですね、人数減ることによって、人口が減少によってですね、毎年、減っていくと。そういうことですよ、だから、7年度から8年度にかけては、人口、減ったわけですけども、いくら減ったのかと。その減る額が今回、こう増税するわけです。増税するわけですけども。その減った額よりも多いんじゃないですかと、こういうことなんです。

議長（湯浅 亮君） 税務課長、小森俊雄君。

税務課長（小森俊雄君） 税額で申し上げますとですね、平成元年については、税につきましては、2億2,300万程度ございました。それで平成5年度につきましては、1億7,000万と。平成8年度につきましては、1億6,500万という形で、年々減っているということで、ご理解いただきたいと思っます。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 減っているのはですね、いくら減ったのかといっているんですよ。だからいくら減って、だから、これは。減るのは人口減るのが当たりまえの話なんです。だから、減ったはずなんです。減ったはずなんですよ。減った額と今回、値上げするんですから、増税なるわけですから。その差があるはずなんです。私はですね、その増税分のほうが、かなり多いんじゃないですか。といっている。

議長（湯浅 亮君） 税務課長、小森俊雄君。

税務課長（小森俊雄君） いま、ご説明した税額からですね、差し引いていただければ減った分はわかりますけども。ですから、平成5年で1億7,000万で平成8年度は1億6,500万ですか、500万減したということで、ご理解いただきたいと思っ

ますが。

議長（湯浅 亮君） 暫時ここで休憩いたしますので、ひとつよろしく願いいたします。

（宣告 13時11分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 13時13分）

議長（湯浅 亮君） ほかにご質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第42号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第43号 物品購入契約の締結について

議長（湯浅 亮君） 日程第12、議案第43号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、佐藤隆明君。

〔総務課長 佐藤隆明君 登壇〕

総務課長（佐藤隆明君） 議案第43号、物品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

1、契約の目的ですが、新得モ - タ - スク - ル用教習車、購入です。2、購入契約をする物品名及び数量は、ニッサンブル - バ - ド教習車2,000ccディ - ゼル5F、15台です。3、形式は、KD - SU14です。4、契約の方法ですが、町内8業者による指名競争入札です。5、契約の金額は、2,247万円です。6、契約の相手方ですが、上川郡新得町屈足緑町3丁目6番地、有限会社、屈足自動車整備工場、代表取締役、西田盛昭です。なお、納期は平成9年10月9日といたしました。次のページに資料を添付しておりますが、教習車の仕様でございます。以上よろしくご審議をお願いいたします。

〔総務課長 佐藤隆明君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑にはいります。

質疑がありましたら発言を許します。14番、宗像 一君。

14番（宗像 一君） この教習車の、こちらのほうで買って与えるにあたってですね、各、それぞれの会社で教習車用の車というものが出されているんですが、ここで、

ニッサンブル - バ - トの教習車という形で指定したものは、どういうことだったのかと思ひまして。その点で、学校の希望だったのか、それとも、そういった教習車はニッサンでなければいけないというようなのも、あったのかどうか。そこら辺、ちょっとお尋ねしたいと思ひます。

議長（湯浅 亮君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） お答えいたします。この、車の車種の選定につきましては、やはり、教習しております、モ - タ - スク - ルのほうと協議をいたしました。

それから実は、昨年、私どものほうで、会社を引き継ぐ以上ですね、すでに昨年5台同型の車種が入ってございましたんで、同一の車種にそろえたいというのがひとつ、ございました。それから、併せまして、管内の自動車学校、新得モ - タ - スク - ル以外に、4社あるわけなんでございますけど、そちらのほうの使用されている車の車種等も検討させていただきまして、その中で、最終的にニッサンブル - バ - トということで、選定させていただきました。

議長（湯浅 亮君） 14番、宗像 一君。

14番（宗像 一君） どうしても、免許を取った人というのは、自分で受けた車を、どうしても、要するに選ぶ傾向があるんですけども、そういった意味においてですね、免許取ればどんな車にでも、乗れるような方法で、やはり、教習をさせるのが、本筋でないかと。そう思って前のほうでブル - バ - トというから、今回もブル - バ - トにしたという形ではたしていいのかな、どうかと思ひまして。思うんですが。

議長（湯浅 亮君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） お答えいたします。今、言われるように、いろんな車に乗るのも、ひとつの方法かと思ひますけど、やっぱり、教習課程におきましてはですね、同一の車種で、同一の時間帯を乗せまして、試験を受けるというのが、原則でございますんで、そういう観点の中から、今回は5Fでございますけども、オ - トマ車も用意してございますし、そういう中である程度、決められた時間に乗るということでございますんで、同一車種のほうが、教習されるみなさんには良いという判断のもとで、学校側と協議した結果でございます。

それから、ひとつには、後援会との中でも、やはりいろんな車種を入れるのではなく、同一車種がよろしいという、ご指導もいただいておりますんで、そういう観点から入れさせていただきました。

議長（湯浅 亮君） 14番、宗像 一君。

14番（宗像 一君） では、今後においても、車種選びをするのは、どうしてもそういう形になっていく、という判断をされるということで、よろしいですか。

議長（湯浅 亮君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） 現在ですね、いろんな、この2,000ccの同クラスのやつも、実は私ども、ほかの車種との比較させていただきまして、かなり選定にあたっては、そういうことを協議したわけですけども、やはり、このクラスで出ている車種の中に、後ろの座席後部が高くて、たいへんバックをする時点でも見づらいとか、そういういろんな比べを、比較をさせていただきまして、選定させていただきました。ただ、この1年間くらいで、総体的に20台の車の入替えになるかと思ひますんで、その時点で、やはり、ほぼ、かなり没収したあとになるかと思ひますけど、その時点でやはり、一番しやすい、車種が出ていれば、それが必ずしもニッサン以外のメ - カ - でも、

それは、対応することも可能かと思えますけども。現段階におきましては、ニッサンということで、選定させていただきました。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 今後、そういう、いろんな車に対応できるというのが、今後は、町から買わない。町では買わないということですよ。なぜ、そういう答弁出てくる。教習所が、かってに買うわけですから。町はその判断できるわけじゃないですよ、まだ、買う予定あるから、そういう発言でできたわけか。それと、もうひとつ、これは初歩的なんですけども、なんもわからんですみません。教官フットレスト。この中にブレキとかそういうものが入っている装置のことなんですか、これ。答弁お願いします。

議長（湯浅 亮君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） 今、能登議員さんのほうから、今後の話も出たわけですけど、いろいろモータースクールにつきましては、いろいろご質問いただきまして、基本的にはある程度、今後の車の更新等につきましては、会社の中で若干、積立てをさせていただいて、その中で対応していくというのが、基本的な考え方でございます。ですから、その時点でやはり、6年ないし、8年の経過後に会社で入れる場合については、それぞれ、今、さきほど言いましたように、その時代にあった適用しやすい車に対応されるのでないかと考えてございます。それから、今、言いました、フットレストですか。これは、教官用の足を乗せているところの部分でございます。これは、それぞれ教習車の仕様の中に、付けなさいということになってございますので、それを、装備として付けさせていただきます。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 足を乗せるのは、だいたいわかるのです、機能は。ただ、さっき言ったように、ブレキとかクラッチとか、そういう意味のことですかと聞いたのですが。

議長（湯浅 亮君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） これは安全性の関係でですね、生徒のかたが基本的に間に合わないというとか、そういった場合について、教官が対応するという、仕様のものでございます。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「次」と呼ぶ声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第43号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第44号 工事請負契約の締結について

議長（湯浅 亮君） 日程第13、議案第44号、工事請負契約の締結についてを議

題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、佐藤隆明君。

〔総務課長 佐藤隆明君 登壇〕

総務課長（佐藤隆明君） 議案第44号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

1、契約の目的ですが、ユ-トムラウシ線橋梁架替工事です。契約の方法は、町内3企業体による指名競争入札です。3、契約の金額は、8,662万5,000円です。契約の相手方ですが、植村・新井特定共同企業体、代表者、上川郡新得町1条北1丁目2番地、植村土建株式会社、取締役社長、植村高志。構成員、上川郡新得町5条南5丁目7番地、株式会社新井建設、代表取締役、平沼道烈です。なお、工期は、平成9年11月28日といたしました。

次のページ以降に資料を添付しておりますが、橋梁の一般図を添付しております。以上、よろしくご審議をお願いします。

〔総務課長 佐藤隆明君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑にはいります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第44号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第45号 工事請負契約の締結について

議長（湯浅 亮君） 日程第14、議案第45号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、佐藤隆明君。

〔総務課長 佐藤隆明君 登壇〕

総務課長（佐藤隆明君） 議案第45号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

1、契約の目的は、ユ-トムラウシ線橋梁架替工事です。2、契約の方法は、町内3企業体による指名競争入札です。3、契約の金額は、6,489万円です。4、契約の相手方ですが、岩野・石山特定共同企業体、代表者、上川郡新得町3条南1丁目5番地、株式会社岩野建設、代表取締役、岩野伸也。構成員、上川郡新得町本通南7丁目1番地株式会社石山土木、代表取締役、堀澤靖史です。なお、工期は、平成9年11月28日といたしました。

次のページに資料を添付しておりますが、橋梁の一般図でございます。以上、よろしくご審議をお願いします。

〔総務課長 佐藤隆明君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑にはいりません。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第45号は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第46号 工事請負契約の締結について

議長（湯浅 亮君） 日程第15、議案第46号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、佐藤隆明君。

〔総務課長 佐藤隆明君 登壇〕

総務課長（佐藤隆明君） 議案第46号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

1、契約の目的は、公営住宅新築建築工事その1、新生団地です。2、契約の方法は、町内4企業体による指名競争入札です。3、契約の金額は、5,218万5,000円です。4、契約の相手方ですが、上川郡新得町西1線南5丁目1番地、株式会社田村工業、代表取締役田村記男です。なお、工期は、平成9年12月10日といたしました。

次のペ - ジに資料を添付しておりますが、資料1は配置図、資料2は立面図、平面図です。なお、さきほど団地名を、ですが、西和団地でございます。以上、よろしくご審議をお願いします。

〔総務課長 佐藤隆明君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑にはいりません。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第46号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第47号 工事請負契約の締結について

議長（湯浅 亮君） 日程第16、議案第47号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、佐藤隆明君。

〔総務課長 佐藤隆明君 登壇〕

総務課長（佐藤隆明君） 議案第47号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

1、契約の目的は、公営住宅新築建築工事その2、西和団地です。2、契約の方法は、町内4企業体による指名競争入札です。3、契約の金額は、5,250万円です。4、契約の相手方ですが、上川郡新得町4条南5丁目5番地、古川建設株式会社、代表取締役、古川盛です。なお、工期は、平成9年12月10日といたしました。

次のページに資料を添付しておりますが、資料1は配置図、資料2は立面図、平面図です。以上、よろしくご審議をお願いします。

〔総務課長 佐藤隆明君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑にはいります。

質疑がありましたら発言を許します。13番、千葉正博君。

13番（千葉正博君） ちょっと、お聞きしますけれど、入札業者の名前と、それから、46号と47号、同じだと思えますが、違いがあるかないか、ちょっと、お伺いいたします。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） ただいまのご質問にお答えいたしますが、入札業者でございますけども、植村土建、田村工業、古川建設、板垣建設です。なお、47号につきましても、同じ業者でございます。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第47号は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第48号 工事請負契約の締結について

議長（湯浅 亮君） 日程第17、議案第48号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、佐藤隆明君。

〔総務課長 佐藤隆明君 登壇〕

総務課長（佐藤隆明君） 議案第48号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

1、契約の目的は、公営住宅新築建築工事その3、新生団地です。2、契約の方法は町内4企業体による指名競争入札です。3、契約の金額は、5,407万5,000円です。4、契約の相手方ですが、上川郡新得町本通南3丁目38番地、板垣建設工業株式会社、代表取締役、板垣晋です。なお、工期は、平成9年12月10日といたしました。

次のページに資料を添付しておりますが、資料1は配置図、資料2は立面図、平面図です。以上、よろしくご審議をお願いします。

〔総務課長 佐藤隆明君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑にはいります。

質疑がありましたら発言を許します。8番、能登 裕君。

委員（能登 裕君） これは、4者参加だと思んですが、入札の。何回目にこれは、落札されたのか。それと、各入札参加者の金額ですね。お願いします。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） 落札状況でございますけれど、一回目の入札で落札しております。それぞれの入札高でございますが、植村土建が5,162万、田村工業が5,160万、古川建設が5,157万、板垣建設が5,150万、これは消費税を抜いた額でございます。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第48号は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第49号 工事請負契約の締結について

議長（湯浅 亮君） 日程第18、議案第49号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、佐藤隆明君。

〔総務課長 佐藤隆明君 登壇〕

総務課長（佐藤隆明君） 議案第49号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

1、契約の目的は、公営住宅新築建築工事その4で、新生団地でございます。契約の方法は、町内4企業体による指名競争入札です。契約の金額は、5,407万5,000円です。契約の相手方ですが、上川郡新得町1条北1丁目2番地、植村土建株式会社、取締役社長、植村高志です。なお、工期は、平成9年12月10日といたしました。

次のページに資料を添付しておりますけど、資料1は配置図、資料2は立面図、平面図でございます。以上、よろしくご審議をお願いします。

〔総務課長 佐藤隆明君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑にはいります。

質疑がありましたら発言を許します。2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） 昨年まで造っていたところよりも、今回の物件は戸数が2戸、少ないわけですけれども、今後、造るところも含めて、なぜ少なくなったのか。この近辺は文教地区で、学校周辺などに、子どもたちの遊ぶ場所ですとか、割とそろっているんでないかなと思うんですけども、ここの、こう新たな空間を造るというのは、別な理由があるのか、どうなのか、が1点。

もうひとつはですね、この道路は何線というのでしょうか。中通りというのでしょうか。中に通りありますよね。1丁目と2丁目なんですね、これ。中通りを、1本ぐらいなら正式な町道として、この中を通したほうがスム－ズな気がするわけですけれども。近く公営住宅の前にある、この、公営住宅に入るための道路とのつながりということで、正式な道路であるようなないような感じなんですけども。これは今後、ひとつの道路となるのかどうなのか、2点、一つお伺いしたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） お答えいたします。団地分の配置計画でございますけども、昨年まで、1棟4戸と、1棟6戸を、造っていたわけですけども、1棟6戸にいたしますと、少しコスト高になるもんですから、コストを下げるためにも、4戸という考え方でございます。それから、一部教員住宅の新しいものがございまして、その取り壊し期限がまだ、来ておりませんので、その関係もありまして、団地内の空間スペースが不足するというので、今後、これからの配置は1棟4戸という形で進めております。

それから、団地内の通路でございますけれども、これにつきましては、あくまでも、この団地を一つの形ということでございました。町道という形はとらないでいきたいと考えております。

議長（湯浅 亮君） ほかに。2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） そうすると、この空間というのは、特別に定められたものじゃなくて、あえて余裕空間を取ったというふうに、理解してよろしいのでしょうか。

それから、道路についてですけれども、一般車両は、自由に通行できる道路なのかどうなのか。

議長（湯浅 亮君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） 団地を造る場合には、必ずその戸数に合わせた空調を設けなさい、という規定ございまして、その分も含めまして、空地ということで、とらえております。

一般車両の通過でございますけれども、通ってはだめだということではございませんので、当然、西1線から通り抜けの道路は、すべて通り抜けできますので、その辺で、道路という感覚ではなく、団地内の共用通路ということで、とらえております。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） これもですね、一回目の入札だと思うんですが、何回目で落札されたのか。それと、業者の金額ですね、お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） 三回目の入札に落札しております。

入札額を申しますと、植村土建5,150万、田村工業5,185万、古川建設5,170万、板垣建設5,180万円となっております。ただいまのは、消費税を抜いた金額でございます。

議長(湯浅 亮君) 8番、能登 裕君。

8番(能登 裕君) 48号と49号というのは、まったく、いっしょの金額で、落札されているわけですが、そのうえ、4年も5年も連続、同じところ、同じ業者が、落札されてるわけですが、競争入札の原理から言って、ないとは言いませんけれどもね、いっしょの金額というのは、極めてまれじゃなのかなと。こう思うんですが、どうして、こういう現象が起きるのか、わからないんですがね。普通、考えて、違っても不思議じゃないと思うんですがね、どうなんでしょうか。

議長(湯浅 亮君) 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長(佐藤隆明君) それぞれ、業者にはですね、町から、設計書、数量等も含めた設計書がいつてますので、それに基づいてですね、単価をはじいて、入札高をいたしたと思うんですが。ただ、この場合、48と49号を、48号をさきにやっております。そうしますと、49号の入札の段階で、48号の落札状況なども、見極めることもできたんでなからうかという、推測がありますが、それは、なんていうんですか、業者のやり方ですんで、なんとも申し上げられません。

しかし、私どもとしては、そういうなにか、不正とか、談合とか、あったということは、全然、思っておりません。

議長(湯浅 亮君) 8番、能登 裕君。

8番(能登 裕君) そういうことでしたら、誤解をしたくない。ただ、設計書を出すと、同じ業者に渡して、同じ業者、同じ積算をして、入札価格を出すならわかるんです。違う業者が、やっているわけですから、もし、そういう積算が、設計者がいてですね、いくんであれば、なぜ、私、同じこと2回聞いたかというのは、本来じゃ、それいうなら、いっしょにやってもおかしくなかったわけですよ、そういう感覚でこう、やるんであればですね。だから、このごろ、役場で見れるんですけど、わざわざ聞いたわけで。そういう答弁であれば、全部いっしょでなければならぬ。これは、やっぱり競争入札ですから、当然、人。人よりも安く、仕事取りたければ、金額が違ってきて、当然なんですよ。当然なんです。当然でないところに不思議がある。なぜ、こういうことになるのか私は疑問に思っている。

議長(湯浅 亮君) 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長(佐藤隆明君) さきほども申し上げましたように、48号はですね、一回目の落札です。それから、49号は三回目の落札です。その分です、業者の努力というか、業者の判断が、あったんでなからうかというぐあいに思っております。

議長(湯浅 亮君) 7番、石本 洋君。

7番(石本 洋君) 今日は、公営住宅関係で4件ほどの提案があったわけなんです、この契約の相手方やなんか、中身については特に、異議はないわけなんです、この4件をずっと見ますと、だいたい、鉄道の西側に、位置する分が多いわけですよ。そこに土地があるから、立てられるんだらうと思うわけなんです、これに伴って、新得市街が、非常にさびれてくるわけです。商店街そのものも、さびれてくるわけですよ。

やっぱり、向こう、鉄西の人たちは、新得市街に出てくるよりも、ストレ-トに帯広に行って買おうやと、というような形になってくる。で、常々、私が考えているんですが、

町長さんもこの前、言われていたと思うんですが、密度の濃い市街地づくりに、心がけますと。そういった点から考えていきますとですね、やはり、駅前商店街の振興という面から考えますと、それを、中心に公営住宅ができるだけ建てていくような、工夫が必要ではなからうかと。例えば、今のような時代ですから、公共施設を建てる場合、かなりの面積がいるわけですよ、ですから、例えば、旧保健所のあと、ああいうような場所はですね、もう、今後の公共施設を建てる場所としては、狭いわけですから、ああいう所に公営住宅を建てる、といったような工夫があってしかるべきだし、また、近辺にけっこうの空き地があるわけですよ。ですから、その空き地の活用方法としてですね、公営住宅をそういう面に、建てていくようなことをしないと、いずれそのうちにですね、新得駅前も、旧市街で、ね、鉄道の西は新市街だと、というような表現がされないとも限らんわけですよ。ですから、ひとつ、この建設場所、今回は今回としても、今後はひとつね、できるだけ密度の濃い、町づくりのために、ご努力をしていただきたいなと思うわけですよ。考え方をお伺いしたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 石本議員にお伝えいたします。工事請負契約についての議題でございますので、ひとつ、のちほど、機会をみて質疑をされたらいいのかと考えます。

議長（湯浅 亮君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第49号は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第50号 工事請負契約の締結について

議長（湯浅 亮君） 日程第19、議案第50号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、佐藤隆明君。

〔総務課長 佐藤隆明君 登壇〕

総務課長（佐藤隆明君） 議案第50号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

契約の目的は、新得町町民温水プール建設工事主体工事でございます。契約の方法は、3企業体と単独3業者による指名競争入札です。契約の金額は、4億2,840万円でございます。契約の相手方ですが、銭高、萩原、植村特定建設共同企業体、代表者、札幌市中央区南6条西13丁目1番地28号、株式会社銭高組北海道支店、取締役支店長、西川幸広。構成員、帯広市東7条南8丁目2番地、萩原建設工業株式会社、取締役社長、萩原一男、同じく構成員、上川郡新得町1条北1丁目2番地、植村土建株式会社、取締役社長、植村高志です。なお、工期は、平成10年5月31日といたしました。

次のペ - ジに資料を添付しておりますが、資料1は配置図等、資料2、3は平面図、

資料4、5は立面図でございます。以上、よろしくご審議をお願いします。

〔総務課長 佐藤隆明君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑にはいります。

質疑がありましたら発言を許します。8番、能登 裕君。

委員（能登 裕君） これは、北海道新聞に情報が流れたものなんですが。あと、3社ですか、全部で入札されたのは。あとの業者名とですね、これも金額をお聞きしたいと思えます。それと、新聞報道によりますと、誓約書を書いてもらったと、ということなんですが。その誓約書の内容ですね、どういう内容でやったのか、今後こういう情報があったときに、難しいんですけどもね、どのような処置を、措置をされたのか。今後、どうやっていくのか、これは設計の段階でもあったものですから、なんか同じような物件が続いていると。何か業者で、何かあったかわかりませんがね、なんかね、人の。町民にとって不愉快というか、不名誉なことありますから。今後なくしていきたいというのがありますので、今後どうしていくのかということ、お願いします。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） 入札、一回目でございます。落札者以外の業者を申し上げますと、東建・板垣共同企業体では4億880万、岩倉・田村・古川共同企業体では4億900万、大林組が4億940万、鴻池組が4億900万、地崎工業が4億950万でございます。

それから、誓約書の内容でございますけど、誓約書について、読み上げますが、「今般、この新得町町民温水プ - ル建設工事主体工事の入札に関し、建設工事等競争入札心得、第4条の規定に抵触する行為は行っていないこと誓約するとともに、今後とも、同規定を遵守することを誓約します。なお、この誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても、異議ありません。」という内容でございます。

さきほど申しました金額につきましては、消費税を除いております。

今回ですね、プ - ルの入札にあたりましては、5月1日にですね、大規模工事等土木建築工事の公表を行いました。その内容はですね、特殊建設工事の建設工事指名業者とですね、町内のAランク各建築工事業業者との組み合わせとですね、場合によっては、単体の個人業者もあり得るようなことでの、公表を行っております。それに基づいて、5月16日までにはですね、じゅうぶんの申請期限までにですね、3企業体が、申請がありました。それで、指名にあたりましてはですね、その事業の規模等をですね、考慮しまして、この3企業体と、さきほど申し上げました3単体の業者をですね、指名にいたしまして、入札をしたわけでございます。それでですね、6月2日にですね、道新から、談合情報の投書があったという連絡がありましたが、投書の文面等を見せていただいた限りはですね、いっしょにですね、談合をですね、問う信ぴょう性が薄いということの判断にたったためにですね、談合事実はなかったというぐあいに判断しましてですね、町の談合情報マニュアルに基づいてですね、入札業者にですね、誓約書を書いていただいて、そのうえで入札を行ったという状況でございます。今後ともですね、そういう談合等については、私ども、ないとは確信しておりますけど、建設、土建協会通じてですね、そういうことについて、厳しく適正な、といいますか、そういう問題が生じないようなやり方をですね、指導していきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 1番、吉川幸一君

1番（吉川幸一君） 2点についてお聞きをしたいと思います。

このプ-ルは、新聞等の報道、設計段階からにぎわしましたけれども、私の考えはですね、前に設計のとき、何日か前だったもんですから、2社増やして、また、指名競争された。今回はたまたま、入札日の朝だったから、そういうふうなことを行わなかった。私なんかはですね、企業体を、そういうふうなものが、その投書なんかがあってですね、町が、一筆というのは、これはいいんですけれども、もしか二日前にこれがあったとしたら、また指名競争入札を増やしてですね、その入札をするのかといたら、私はそういうふうなことはですね、もしか、あったとしてもしないで、今回みたいな処置の方法でですね、これからも、こういうふうなことは、投書なんてのはどなたがされるかわからないわけですから、あらゆる、かもしれませんが、今回の方法がよかったんでないかなと思っている一人でございます。

それと、もう一点はですね、ゴミ処理場なんかのときは、日立造船くるか、これはまあ、町内大手と、道外企業で組まれたわけでございます。私、前のときも、銭高、東建、植村、と言ったときに、お話しをさせていただきましたけれども、なんで、この4億2,000万ぐらいの業者でも金額でもですね、町内業者を入れるのに、なんで3者必要なのか。必ずしも今回の指名には、大林ですとか、いろんなところ、1社で入っている場合もございます。私は、町内企業は、ずいぶん力をつけてきていると思っておりますんで、このぐらいの金額はなんで町内企業がですね、大手2社でですね、契約ができないのかな。

たまたま、そのさきに進まさせてもらいまして、52号の電気工事、電気設備工事何かはですね、この、弘電・マキ・金田と町内企業でもってですね、企業が努力してがんばっているわけですよ。この本体工事は、銭高・萩原・植村として、なんで町内業者がもうちょっと、がんばれないのかなと思ってるんですけども。ここら辺は、町で指導なんかがあってですね、地元業者もうちょっとがんばれて、エ-ル送れないもんだかどうか、そこら辺のお答えを聞きたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） まず、1点目の関係につきましてですね、今回はですね、結局、さきほど能登議員のときにも、お答えしましたが、信ぴょう性がないという分がありました。例えば、談合に關与した業者名が明らかでなかったとか、談合の日時や場所が具体的でなかったとか、なんていうか、設計金額に極めて近い、落札予定金額が示されてなかったというようなことがですね、その文章の中で、ないということが判明したもんですから、今回、そういう信ぴょう性がないという形をとったわけですけど、これらのことがですね、その文章の中に入っている場合にはですね、また、別なとらえ方もありえるかもしれませんで、全部が全部、今回のやり方になるとは、限らないというぐあいに理解していただきたいと思います。

それからですね、地元企業の関係でございますけど、いろいろと、技術の問題とですね、事業規模の場合についてはですね、技術の問題とか、いろんなことを判断してですね、やはり地元単独では、今のところまだ、無理でないのかなということですね、ジョイントを組ましてもらったんですが、今後ですね、地元業者が中でですね、仕事によってはできるものについてはですね、判断していかなければならないとは思っておりますけど、現状、このプ-ルの、現状の中ではですね、このプ-ルという、特殊な工事です、こう技術的、いろんな問題が生じてくる。特殊な建築だということ踏まえてですね、地元業者では、まだ技術的に難があるんでなかるうかということで、組ませて

いただきましたので。その事業によってはですね、ケ - スバイケ - スも考えられるんじゃないかなと思っております

議長（湯浅 亮君） 1 番、吉川幸一君。

1 番（吉川幸一君） 今のご答弁です、事業によってはケ - スバイケ - スで考えられる。これもある面ではもっともかなと思っております。でも、地元企業も力つけてますし、頭 1 社でもですね、その企業はじゅうぶん、力を持っていけば、地元企業は、難しい技術を修得しながらですね、こなしていけると思うんですよ。ですから、この部分は難しいから、もう 1 社入れるんじゃないかと、頭がどこになるかが、地元企業育成ということを考えていただけたらですね、今までみたいに、前に、銭高、植村、板垣の特別企業体でやった工事だって、何点かはあったと思うんです。今回みたいに、前は東建さん、今回は萩原さん、というふうにはですね、入ってくる理由はないんじゃないかなと。このくらいの金額ではないんじゃないかなと思っております。今後、こういうのをですね、頭に入れといていただいて、今後まだ、いろんな建物が町では建っていくと思うんです。そこら辺、ひとつ、ご答弁お願いしたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） 主旨はごもっともと、思っております。よく、建設業界ともですね、相談をさせていただいてですね、進めさせていただきます。

議長（湯浅 亮君） 16 番、黒沢 誠君。

16 番（黒沢 誠君） ただいま、吉川議員の質問どおりですね、その技術が地元の業者が、さも悪いように聞こえますけども、決してそんな、今の新得の業者ではそのくらいの 4 億そこそこの工事はね、やれないことは絶対ないと思うんです。そして大手でもですね、大手の人は必ず技術いいのか。そんなこと、ぼくはね、ないと思いますよ。地元業者に聞きましたら、これくらいの仕事ならね、できると。それをね、なぜ、何業者も入れてね、こういうような入札をするのかね。ぼくもちょっと疑問に思うんです。そしてですね、実際、工事をやっただけで、大手の業者が 100% 工事が、順調にいくのかと。完全に設計どおりできるのかと。ぼくはそんなことないと思います。地元の業者でね、けっこう、そのくらいの工事はねやれるんですよ。そして、町の活性化と言ってたってね、このさき仕事があんまり地元の業者だてないんです。物件だて、そう町の工事はそんなはないと思うんです。地元の業者を育成するためには、ぜひともね、今後は地元の業者を育てていっていただきたい。ちょっと答弁、ひとことだけお願いします。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） 今回、プ - ルという特殊な工事ですので、それぞれで地元の決心等をですね、見たうえでですね、やはり、プ - ルという特殊工事という、主旨に沿ってですね、特定業者を、特殊業者を入れたほうがいいんじゃないかということで、ジョイントを組ませていただいたんですが、さきほど申し上げましたように、吉川議員さんのときに申し上げましたように、主旨は充分理解しておりますので、その辺二つについては、今後ですね、じゅうぶん、意向、踏まえて検討をさせていただきたいなと思っております。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第50号は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第51号 工事請負契約の締結について

議長（湯浅 亮君） 日程第20、議案第51号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、佐藤隆明君。

〔総務課長 佐藤隆明君 登壇〕

総務課長（佐藤隆明君） 議案第51号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

契約の目的は、新得町町民温水プール建設工事、給水、排水、衛生、暖房設備工事です。契約の方法は、5企業体による指名競争入札ですが、不落のため、随意契約といたしました。契約の金額は、1億6,747万5,000円です。契約の相手方ですが、サンプラント・森設備・開建興業特定建設工事共同企業体です。代表者、札幌市豊平区豊平1条1丁目1番1号、株式会社サンプラント札幌支店、取締役支店長、梅田一敏。構成員、帯広市西19条北1丁目1番1号、森設備工業株式会社、代表取締役、森賢伸、構成員、上川郡新得町3条南1丁目、開建興業株式会社、代表取締役、深川信雄。なお、工期は、平成10年5月31日といたしました。

次のページ、資料を添付しておりますが、資料1は配置図等、資料2、3は平面図、資料4、5は立面図です。よろしくご審議をお願いします。

〔総務課長 佐藤隆明君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑にはいります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第51号は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第52号 工事請負契約の締結について

議長（湯浅 亮君） 日程第21、議案第52号、工事請負契約の締結についてを議

題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、佐藤隆明君。

〔総務課長 佐藤隆明君 登壇〕

総務課長（佐藤隆明君） 議案第52号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

契約の目的は、新得町町民温水プール建設工事、電気設備工事です。契約の方法は、1企業体と単独3業者による指名競争入札です。契約の金額は、4,987万5,000円です。契約の相手方は、（北）弘電・マキ・金田特定共同企業体。代表者、帯広市東7条南7丁目2番地8、株式会社（北）弘電社帯広営業所、所長、佐藤洋一。構成員、上川郡新得町4条南1丁目5番地、有限会社マキ電気、代表取締役、楨正光。構成員、上川郡新得町屈足緑町3丁目3番地、有限会社金田電業社、代表取締役、金田幸光です。なお、工期は、平成10年5月31日といたしました。

次のペ - ジに資料を添付しておりますが、資料1は配置図等、資料2、3は平面図、資料4、5は立面図です。以上よろしくご審議をお願いします。

〔総務課長 佐藤隆明君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑にはいります。

質疑がありましたら発言を許します。14番、宗像 一君。

14番（宗像 一君） この温水プールに対してですね、補償期間とかなんとか、そういうのは、工事屋さんを決められているんですか。それをちょっとお尋ねいたしたい。

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をいたします。2時25分までといたします。

（宣告 14時10分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 14時26分）

議長（湯浅 亮君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） 工事契約の中で重大なかしは、10年間の補償となっております。例えば、防水工事など、メ - カ - も補償しております。

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第52号は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第53号 平成9年度新得町一般会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第22、議案第53号、平成9年度新得町一般会計補正予

算についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、高橋一郎君。

(助役 高橋一郎君 登壇)

助役(高橋一郎君) 議案第53号、平成9年度新得町一般会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,697万3,000円を追加いたしまして、予算の総額を86億7,977万3,000円とするものであります。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正によるものであります。

第3条、地方債の追加は、第3表 地方債補正によるものであります。

9ページ 歳出をお開き願います。

主なものをご説明いたします。

今回の補正は、さきほどご審議いただきました職員の寒冷地手当改定に伴います減額補正を各款で行っております。

なお、各特別会計並びに水道事業会計につきましては、額も少額でございますので給与改定の時期に併せまして補正予算を提案させていただきたいと思っております。

2款 総務費の住民活動費では、寄附をいただきましたので夢基金の積立を計上いたしております。

また、支所・総合会館費でございますが、駒木嗣雄さんからご寄贈いただきました、ピアノの運送料と調律料、ピアノのほかに、ご寄附いただいておりますので、この手数料として補正いたしております。

なお、残額につきましては、さわやかホール用の備品購入費を計上いたしております。

10ページの3款の、民生費でございますが、屈足上地区集会所建設につきまして、簡易水洗工事等の追加工事に伴います増額補正をいたしております。

扶助費につきましては、本年4月から外国人高齢者・障害者に福祉給付金が支給されることとなり、なっておりますので、この金額を補正いたしております。

なお、特定財源欄に寄附金がございますが、この寄附につきましては、当初予算で計上いたしました、老人クラブ用備品購入費の財源に充てたいと考えております。

老人ホーム費でございますが、ご寄附をいただきましたので、厨房用備品の購入費を計上いたしております。

11ページの農林水産業費の農業振興費では、新しい農業ビジネスづくり支援事業といたしまして、農村ホリデーガイド・パンフレットの作成経費に対する補助金と、新規就農支援対策といたしまして、取付道路設置に対する補助金を計上いたしております。

町有林野の管理費でございますが、町有林の沢小規模治山事業実施に伴います諸経費を補正いたしております。

次に12ページでございますが、森林公園整備費でございますが、拓鉄公園整備につきまして、補助事業に採択される見通しとなりましたので、本年度から3か年事業をもちまして、本年度はその初年度の経費を補正いたしております。

なお、この内容につきましては、お手もとに全体計画の資料を別に配布しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

8款の土木費でございますが、13ページになりますが、ユートムラウシ線改良舗装・橋りょう架替につきまして、舗装工事の翌年度への繰延による減額、水道管移設等の追加工事及び工事内容の一部変更等による増額がございました。したがって、こ

の総体といたしまして、工事費が増えてまいりましたので、これを補正いたしております。

10 款の教育費の小学校費では、屈足小学校の屋外重油の配管取替工事費を計上いたしております。

幼稚園費では、新採用職員の研修事業に伴います、職員旅費の補正でございます。

次に14 ページでございますが、社会教育費では、寄附をいただきましたので、これを財源といたしまして、よさこいソーラン活動人材育成事業補助金を計上いたしております。

12 款の諸支出金でございますが、歳入で同額計上いたしております、畜産振興公社職員の自損事故共済金の交付金を計上いたしております。

なお、この補正につきましては、3 月定例議会におきましても、平成8 年度補正予算として計上させていただきましたが、労災認定の遅れによりまして、平成8 年度中に執行できなかったため、今回改めて補正させていただいたものでございます。

前に戻っていただきまして、6 ページの歳入をお開きいただきたいと思います。

15 款 寄附金では、7 ページまでにわたって続いておりますけれども、夢基金用といたしまして辻内倫節さん・駒木嗣雄さん、更に屈足総合会館用といたしまして、駒木嗣雄さん、よさこいソーラン活動人材育成用として、同じく駒木嗣雄さん、社会福祉事業用として林すづえさん、更に老人ホームひまわり荘用として平川愛子さんからそれぞれ寄附がありましたので補正いたしております。

16 款の繰入金では、今回の補正の財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額補正いたしております。

18 款、諸収入では、さきほど申し上げました畜産振興公社での、自動車損害保険金の支払い、400 万円を増額補正いたしております。

また、屈足上地区の集会所建設に伴うコミュニティ助成金につきましても、増額補正いたしております。

19 款の町債、8 ページでございますが、拓鉄公園整備事業につきまして、過疎債を予定しておりますので補正いたしております。

前に戻っていただきまして、3 ページをお開きいただきたいと思います。第2 表の債務負担行為補正でございますが、追加といたしまして、帯広厚生病院救命救急センター等の整備事業負担金の補正でございます。

次に4 ページの第3 表の地方債補正でございますが、これは拓鉄公園整備事業の追加補正でございます。

以上で説明を終わります、よろしくご審議をお願いします。

(助役 高橋一郎君 降壇)

議長(湯浅 亮君) これから質疑にはいります。

質疑がありましたら発言を許します。2 番、菊地康雄君。

2 番(菊地康雄君) 13 ページの小学校費に関連しての質問になるんですけども、お許してください。これは重油の配管で暖房用なのかなと思うんですけども、学校全体としてですね、今年の天気のような、たいへんに恵まれない天気のとくに、やはり、学校内、初夏とはいえ、たいへん寒いわけなんです。ところが、例えば、6 月に入ったら暖房を使わないとか、その、何て言うんでしょう、画一的な規制のもとに、執行されているんだから、教育環境としてはふさわしくない部分もあるのではないかなと思う

んですけども、実態はどのようになっているのでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 学校教育課長、秋山秀敏君。

学校教育課長（秋山秀敏君） お答えいたします。学校の暖房でございますけども、基本的には、委託している施設につきましては、5月末をもってですね、委託期限が切れるわけなんですけども、それでは、今年のような寒さの場合ですね、学校の状況によってですね、対応していきたいと考えておりますので。屈足中学校はですね、電気暖房で寒いということで、暖房機もそれぞれ延長しているわけでありまして、それぞれ学校の状況に応じて対応していきたいと考えます。

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） これは、そのとき、こう寒さを感じるわけですし、時間的な余裕がないわけですね。ですから、6月に入っても弾力的な運用するということであれば、各施設にきちんと、周知徹底をしていただいて、環境が悪化することがないような、例えばですね、PTAの会議等をもって、子どもたちが使う時間以外に使うこともあるんですけれども、これにまで適用すれということが妥当なのか、無理なのかは、これは教育委員会の判断におまかせしますので、少なくとも子どもの教育環境が、天候によって左右されないような、徹底をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 10ページの福祉対策費の中の扶助費でございます。新しく外国人高齢者・障害者福祉給付金というのがありますが、新得町に、新聞報道にありましたけれども、何人該当者がいまして、一人いくらになるのか、それと日本人のかたはまだ、これに該当するかたは、日本人のかたも実は、高齢者、障害者福祉給付金は以前からもらっているわけですが、日本人のかたは、どれだけいて、いくら給付されているのか。よろしく申し上げます。

議長（湯浅 亮君） 保健福祉課長、高橋昭吾君。

保健福祉課長（高橋昭吾君） 今回補正に上げておりますのは、あくまでも外国人に対する部分でございます。本町では、7人の該当者がおりました。所得制限で一人のかたは無理です。それから、もう一人のかたは、生活保護を受けてますので、該当しないということで、残り5名のかたが今回該当になっております。支給の金額は月1万ですので、5人の1万円の12月分、今回計上したわけでございます。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） この補正で、私がもう一つ聞いたかったのはですね、ただ外国人のかたと、この補正にはないんですが、日本人のもらっているかたの金額の差ですね、どのくらい差があるのか、ですね。

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をさせていただきます。

（宣告 14時40分）

議長（湯浅 亮君） 再開をいたします。

（宣告 14時41分）

議長（湯浅 亮君） ただいまの答弁のちほど、させていただきます。

ほかに質疑はありませんか。18番、金沢静雄君。

18番（金沢静雄君） 3ページの債務負担行為の補正が追加として出てございます。帯広厚生病院の救命救急センター等整備事業負担金なんですが、この救命救急センターの構想をお聞かせいただきたい。

議長（湯浅 亮君） 保健福祉課長、高橋昭吾君。

保健福祉課長（高橋昭吾君） お答えいたします。

帯広厚生病院の救命救急センターの整備計画が最終的にまとまりまして、報告がありましたので、若干、内容を報告説明したいと思います。基本構想につきましては、3つの柱をもってございまして、救命救急センターの設置を図ることと、救命救急センターの後方試作として、関連する外来、あるいは入院部分の整備を行うと。それから、高度な病院機能の充実を図るということで。現在位置で増改築を基本として行う、ということになっております。整備用地につきましては、現在位置の西6条南8丁目1番地、それから、私有地、あるいはJR用地を取得いたしまして、用地面積は2万7,360㎡を予定してございます。整備の重点ですけれども、救命救急センターの新設と診療機能の充実ということで、24時間態勢をもって、それぞれ、重篤な救急患者に対する高度医療を提供するという体制を、とろうというふうにしております。

概括的には、いろんな内容がございますけれども、病床数的にいいますと、現行、全部で645床ですけれども、97床増床いたしまして、742床というふうになる予定でございます。工事費につきましては、86億3,000万という内容でございまして、そのうち、国、道補助金が5億5,474万5,000円、帯広市の財政負担が9億9,219万、町村の負担が4億2,523万、厚生連が負担するのが、66億5,783万5,000円と、こういった財政内容になってございます。以上でございます。

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩いたします。

（宣告 14時44分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 14時46分）

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 1万円ということで、初めて国から補助されたわけですけども、これは、私はね、もう少しですね、高くてもおかしくないんじゃないかな、確かに国からきた60万。町、今まで、恐らく、このかたというのは、失礼ですけど、恐らく新得で、骨を埋めていく高齢でもあるし、かたじゃないのかなと。あくまで想像ですから、はっきり申しませんけれども。今までですね、義務だけ、いっしょうけんめい押しつけられてですね、権利をずっと剥奪されてきたかたにとっては、このあと何年、報いられるか、報いられることができるか、ということは、本当に短い年数だと思うんです。ただ、予算的にたいしたことはない、そう思うし、だから、せめてですね、これ、本当に新得町に、善意行為すぎる問題だと思うんですが、もう少し増やしてです。これが、仮に、2万でもですね、私はですね、そういう思いやりとか、意味も含めてですね、負担、町があと60万負担してもですね、なんら損することはないし、むしろ好意的に思われ

る部分じゃないのかなと。これ1万円、1万円というのは、実際、現実に消費税上って、なんだか義務だけは、実際に、このかたというのは、非常に苦勞してきたわけですから、そういう意味でもですね、改正、改善ですか、をしていただきたいと。それは、新得町にとっていいことだと、私は思うんですが。

議長（湯浅 亮君） 保健福祉課長、高橋昭吾君。

保健福祉課長（高橋昭吾君） この制度につきましては、そもそもが、外国人のかたが、国民年金そのものに入れなかったというのが起因しております。そういうことによって、差が生じるので無年金のかたについて、ある程度所得制限をしながら交付しなさいということで、これ、全額、道のほうから補助がきている制度でございますので、今ありました要望につきまして、併せまして、増額の要求も含めまして、道のほうに私どもも要望して参りたいというふうに考えております。

議長（湯浅 亮君） 住民生活課長、村中隆雄君。

住民生活課長（村中隆雄君） さきほどの老齢福祉年金についてだと思いますが、お答えいたします。現在、新得町では、26人のかたが該当してございます。年額で40万2,400円の支給になります。月に直しますと、3万3,530円になろうかと思えます。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 同じ日本人のかたも年金を直接かけなかった時代に、高齢のかたなんですけども。さきほども申したとおり、課長、私は道から、金をとってきて持ってきたらどうだという質問をひとつもしたことがないです。町費から出したらどうですかと、と言ってるわけで、道が金くれないからやめるといふ。さっきも申しましたように、町は町で立案政策する、してもいいんでないのかと、いったい、何も金を、道や国の、町に入っていく。私は1千万も2千万も、ここに入れろとむちゃなことは言ってないんで、60万を入れたらどうですかと言ってるんで、それぐらい町費でですね、なんでないのかなと。思うんですが。

議長（湯浅 亮君） 保健福祉課長、高橋昭吾君。

保健福祉課長（高橋昭吾君） 今、能登議員さんのおっしゃられる内容につきましては、じゅうぶん、個人的には理解しておりますけれども、制度的にですね、今回初めて、道のほうで採り入れた制度でございますので、今後の推移を見ながら、それぞれ検討をしてまいりたいと思えます。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第53号は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第54号 平成9年度新得町老人保健特別会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第23、議案第54号、平成9年度新得町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、高橋一郎君。

〔助役 高橋一郎君 登壇〕

助役（高橋一郎君） 議案第54号、平成9年度新得町老人保健特別会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

今回の補正では、予算総額の増減はございません。

4ページの歳入をお開き願います。

1款の支払基金交付金、2款の国庫支出金、3款の道支出金では、平成8年度の精算交付額が確定いたしましたのでそれぞれ補正をいたしております。

5ページの4款、繰入金では、今回の補正の財源調整のため、一般会計繰入金を減額して補正いたしております。

5款の繰越金では、平成8年度の決算見込で、前年度繰越金を増額補正いたしております。

6ページ 歳出をお開き願います。

さきほど申し上げましたとおり、歳出では、財源移動のみの補正でございます。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

〔助役 高橋一郎君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑にはいります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第54号は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第55号 平成9年度新得町営農用水道事業特別
会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第24、議案第55号、平成9年度新得町営農用水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、高橋一郎君。

〔助役 高橋一郎君 登壇〕

助役（高橋一郎君） 議案第55号 平成9年度新得町営農用水道事業特別会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ268万円追加いたしまし

て、予算の総額を1,903万4,000円とするものでございます。

5ページの歳出をお開き願います。1款の事業費では、道からの受託事業で、道路工事に伴います、本管移設工事を予定いたしておりますので、この関係事務費と併せて、補正をいたしたしだいでございます。

4ページに戻っていただきまして、歳入をご覧いただきたいと思います。

4款の諸収入では、この受託事業収入といたしまして、歳出と同額を計上いたしております。以上でご説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

(助役 高橋一郎君 降壇)

議長(湯浅 亮君) これから質疑にはいります。

質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって議案第55号は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議会運営委員の辞任について

議長(湯浅 亮君) 金沢静雄君及び石本洋君の議会運営委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、金沢静雄君の退場を求めます。

(金沢静雄君退場)

議長(湯浅 亮君) 6月5日、金沢静雄君から一身上の都合により、議会運営委員を辞任したいとの申し出があります。

議長(湯浅 亮君) お諮りいたします。

本件は申し出のとおり辞任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって金沢静雄君の議会運営委員の辞任を許可することに決しました。

議長(湯浅 亮君) 金沢静雄君入場してください。

(金沢静雄君入場)

議長(湯浅 亮君) 続いて、石本洋君の退場を求めます。

(石本洋君退場)

議長(湯浅 亮君) 同じく6月5日、石本洋君から一身上の都合により、議会運営委員を辞任したいとの申し出があります。

議長(湯浅 亮君) お諮りいたします。

本件は申し出のとおり辞任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって石本洋君の議会運営委員の辞任を許可することに決しました。

議長（湯浅 亮君） 石本洋君入場してください。

（石本洋君入場）

日程第26 意見案第5号 郵政三事業の現行経営形態の堅持
に関する意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第26、意見案第5号、郵政三事業の現行経営形態の堅持に関する意見書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって意見案第5号は、総務常任委員会に付託し、審査することに決しました。

今定例会の会期中に審査を願います。

日程第27 意見案第6号 公共交通網の維持と安全・良質な輸送を
はかる規制緩和導入に関する要望意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第27、公共交通網の維持と安全・良質な輸送をはかる規制緩和導入に関する要望意見書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって意見案第6号は、総務常任委員会に付託し、審査することに決しました。

今定例会の会期中に審査を願います。

日程第28 意見案第7号 北海道開発体制に関する要望意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第28、意見案第7号、北海道開発体制に関する要望意見書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって意見案第7号は、総務常任委員会に付託し、審査することに決しました。

今定例会の会期中に審査を願います。

日程第 29 意見案第 8 号 新得営林署の存続を求める要望意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第 29、意見案第 8 号、新得営林署の存続を求める要望意見書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって意見案第 8 号は、総務常任委員会に付託し、審査することに決しました。

今定例会の会期中に審査を願います。

日程第 30 意見案第 9 号 教育予算の増額を求め、義務教育関連国負担
経費の保護者及び地方への負担転嫁に反対する
意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第 30、意見案第 9 号、教育予算の増額を求め、義務教育関連国負担経費の保護者及び地方への負担転嫁に反対する意見書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については、文教福祉常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって意見案第 9 号は、文教福祉常任委員会に付託し、審査することに決しました。

今定例会の会期中に審査を願います。

議長（湯浅 亮君） 議事日程の追加について、お諮りいたします。

ただいま二人が欠員となっております、議会運営委員の選任について、この際、日程に追加し、議題といたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、この際、議会運営委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第 31 選任第 1 号 議会運営委員の選任について（追加日程）

議長（湯浅 亮君） 日程第 31、選任第 1 号、議会運営委員の選任を行います。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、町議会委員会条例第5条第1項の規定により、小川弘志君及び菊地康雄君を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員に小川弘志君及び菊地康雄君を選任することに決しました。

休 会 の 議 決

議長(湯浅 亮君) お諮りいたします。

議案調査のため、6月11日から6月17日までの7日間、休会することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、6月11日から6月17日までの7日間、休会することに決しました。

散 会 の 宣 告

議長(湯浅 亮君) 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(宣告 15時02分)

第 2 日

平成 9 年第 2 回
新得町議会定例会（第 2 号）
平成 9 年 6 月 1 8 日（水曜日）午前 1 0 時開会

○議 事 日 程

| 日程番号 | 議 件 番 号 | 議 件 名 等 |
|------|-----------|---------------|
| | | 諸般の報告（第 2 号） |
| 1 | | 一 般 質 問 |
| 2 | 議案第 5 6 号 | 行政手続条例の制定について |
| 3 | 意見案第 5 号 | 審査結果について |
| 4 | 意見案第 6 号 | 審査結果について |
| 5 | 意見案第 7 号 | 審査結果について |
| 6 | 意見案第 8 号 | 審査結果について |
| 7 | 意見案第 9 号 | 審査結果について |
| 8 | 陳 情 第 1 号 | 審査結果について |

会議に付した事件

諸般の報告（第 2 号）

一 般 質 問

議案第 5 6 号 行政手続条例の制定について

意見案第 5 号 審査結果について

意見案第 6 号 審査結果について

意見案第 7 号 審査結果について

意見案第 8 号 審査結果について

意見案第 9 号 審査結果について

陳 情 第 1 号 審査結果について

○出席議員（19人）

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 吉 川 幸 一 君 | 2 番 | 菊 地 康 雄 君 |
| 3 番 | 松 尾 為 男 君 | 4 番 | 小 川 弘 志 君 |
| 5 番 | 武 田 武 孝 君 | 6 番 | 広 山 麗 子 君 |
| 7 番 | 石 本 洋 君 | 8 番 | 能 登 裕 君 |
| 9 番 | 川 見 久 雄 君 | 10 番 | 福 原 信 博 君 |
| 11 番 | 渡 邊 雅 文 君 | 13 番 | 千 葉 正 博 君 |
| 14 番 | 宗 像 一 君 | 15 番 | 竹 浦 隆 君 |
| 16 番 | 黒 沢 誠 君 | 17 番 | 森 清 君 |
| 18 番 | 金 沢 静 雄 君 | 19 番 | 高 橋 欽 造 君 |
| 20 番 | 湯 浅 亮 君 | | |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | |
|---------|---|-----------|
| 町 | 長 | 齊 藤 敏 雄 君 |
| 教育委員会委員 | 長 | 高 久 教 雄 君 |
| 監 査 委 員 | | 吉 岡 正 君 |

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | |
|-------------|-----------|
| 助 役 | 高 橋 一 郎 君 |
| 収 入 役 | 川 久 保 功 君 |
| 総 務 課 長 | 佐 藤 隆 明 君 |
| 企 画 調 整 課 長 | 鈴 木 政 輝 君 |
| 税 務 課 長 | 小 森 俊 雄 君 |
| 住 民 生 活 課 長 | 村 中 隆 雄 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 高 橋 昭 吾 君 |
| 建 設 課 長 | 常 松 敏 昭 君 |
| 農 林 課 長 | 小 森 俊 雄 君 |
| 水 道 課 長 | 西 浦 茂 君 |
| 商 工 観 光 課 長 | 清 水 輝 男 君 |
| 児 童 保 育 課 長 | 長 尾 直 昭 君 |
| 屈 足 支 所 長 | 貴 戸 延 之 君 |
| 庶 務 係 長 | 武 田 芳 秋 君 |
| 財 政 係 長 | 阿 部 敏 博 君 |

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | |
|-------|-----------|
| 教 育 長 | 阿 部 靖 博 君 |
|-------|-----------|

学 校 教 育 課 長 秋 山 秀 敏 君
社 会 教 育 課 長 長 尾 正 君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長 赤 木 英 俊 君

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 富 田 秋 彦 君
書 記 金 田 将 君

開 議 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） 本日の出席議員は、全員であります。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

（宣告 10時05分）

諸 般 の 報 告

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 一 般 質 問

議長（湯浅 亮君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

石本 洋 議員 一般質問

議長（湯浅 亮君） 7番、石本洋君。

[7 番 石 本 洋 君 登 壇]

1. 新得駅前北広場の活用について

7番（石本 洋君） ひさしぶりに、1番手の榮譽を担わせていただきまして、ありがとうございます。2点ほど、質問をいたしたいと存じます。

まず、1点目ではありますが、駅前北広場について申し上げたいと存じます。北広場は年間、何回かイベント等に活用されておりますが、活用のたびに、多くの労力と資金及び時間を要しております。それなりに町の活性化に寄与しており、関係するかたがたには、深く敬意を表するしだいでございます。しかし、年間のほとんどは、草原のまま、利用されておられません。せっかくの場所であり、できるだけ長く活用する道を模索すべきではないでしょうか。現在、新得町内商店街は、帯広、音更、芽室などの大型ショッピング店舗の影響を受けており、苦境にあります。せめて、1月ぐらいでも継続して、お客さんの売り込みを図るような、手立てをとることができないでしょうか。例えば、新得駅周辺の遊休地を、ラベンダ - の花で埋め尽くすのもよいと存じます。ラベンダ - は、今や富良野、旭川間の象徴的な存在であります。わざわざ、あちらまでいなくても、色と香りを楽しめる手軽さを、売り物にすべきだと存じます。花はどんな花でもいいとは言いながらも、香りがあるのはラベンダ - ということで、特にここではラベンダ - を採り上げました。町長はどのように考えられるか、お伺いいたします。

2. 新得市街河川流域の雑草除去について

次に、新得市街を流れるパンケシントク川、パンケオタソイ川は、佐幌川とともに新得の景観を形づくり、新得のイメージを表しております。しかし、国道38号線、JR

鉄道沿いの川筋には、雑草が生い茂って清流の感はありません。多くの旅行者が眺めていくわけでありますから、これら雑草を取り除き、常に清潔感のある川にできないものでしょうか。年に一度、周辺町内会が清掃奉仕を行っておりますが、徹底した雑草駆除は、やはり河川管理者が行うべきではないかと思えます。全町公園化はこのようなところにも、気配りが必要ではないでしょうか。ときあたかも、国にしても、道にしても環境、生活、配慮した河川行政を、打ち出しております。町長のお考えをお伺いしたいと存じます。以上です。

[7 番 石本 洋 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄 君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

駅前北広場の活用についてであります。この用地は、町が平成4年に国鉄清算事業団から、各種イベント並びに、特産品販売などの利用を目的に、多目的広場といたしまして、3,250㎡を取得したのであります。

その後、平成5年に整地及び芝生の植栽整備を完成いたしまして、ビアパーティやサマーフェスティバル、秋まつり、そして冬まつりのイベントで、年数回、約20日間の利用をはじめといたしまして、さらに、平成7年度からは、広場に開設いたしましたライダーハウスには、オートバイや自転車による旅行者が、シーズン中に訪れておりまして、芝生にキャンプ用テントを張って、年間約200名以上の方が宿泊利用し、活性化の一翼を果たしているところであります。

この広場をさらに、商店街活性化のために活用してはとのご提言であります。この広場は商工会を中心とした、駅前北広場再開発委員会でも検討を重ねた結果、だれもが自由に使用できる施設といたしまして、多用途、多目的に活用できるよう、芝生のみ開放的な敷地とすることが望ましいとされておりまして、使用料につきましても、極めて低い額に定めて開放いたしておるところであります。

したがいまして、この活用につきましては、町民のかたがたの自由な発想で、自主的な催しや企画、商店、団体などの展示会、競技会などにより多く利用して、町の活性化に役立ててほしいと考えておりまして、町といたしましても、さらに広報等で利活用のPRを進めていきたいと思っております。

なお、駅前周辺全体をラベンダーなどの花で飾って、景観を一層良くしてはどうか、とのご提言であります。残念なことに、駅周辺には適当なスペースがなく、空き地等はほとんど民地となっております。さらに北広場につきましても、ただいま申し上げたような理由で、木の植栽が難しい、花木の植栽が難しい状況と考えております。

今後は、旧機関区跡地など、駅周辺の全体整備の中で、ご質問の趣旨が生かされるよう、検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、新得市街河川流域の雑草除去についてであります。ご質問にございます佐幌川、パンケシントク川、ペンケオタソイ川は、いずれも、北海道の管理河川となっております。佐幌川につきましては、未整備区間を自然に配慮しての工法で、現在、整備中でありまして、パンケシントク川は、昭和37年の大水害後、整備されたもので35年を経過しており、河道も荒れてきております。また、ペンケオタソイ川の新得市街地域は、昭和56年から、平成7年に整備された河川でございまして、下流側は中洲ができ、一部雑木が繁殖している状況となっております。

これらの河川は、通常の水量時は川の中に草が繁茂しておりますので、帯広土木現業所に、河川敷内の草刈りをお願いして、実施してきたところです。しかし一面、最近の河川整備の方法は、多自然型の整備手法に変わってきておりまして、河床に草を植えたり、木を植えたりする工法が、多く取り入れられる傾向になってきております。

したがいまして、河川内のゴミなど支障物の除去は、町も管理者の土木現業所と協力して、積極的に美化に努めてまいりますが、草木等の繁茂は、魚や水生昆虫の生態系を保護する見地から、好ましいとの意見も多く、土木現業所といたしましても、新たな河川管理のあり方を検討しているようでありますので、町としても、この点、今後、じゅうぶん協議を重ねていきたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

[町長 齊藤敏雄 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） 北広場が多目的広場として、JRから購入したということは、私も存じております。しかしながら、ラベンダ - を植えることが多目的にならないのかということで考えますと、やはり、一つの目的であろうというふうに、こう考えます。実は、新得の駅に降り立つお客さんの、旅人の言葉、あるいは、狩勝峠通過するお客さんの言葉、そういうのを感じますとですね、新得で1時間や1時間半ぐらい、短期間寄って楽しめる、新得の特徴のある場所はないかということ、聞かれるそうなんですよね。このことは、前にもこの議会でお話したことありますけれども、どこをご紹介したらいいか困ると、こういうのが、声ですね、それぞれのお客さんとしての立場の声です。確かに、新得ですね、新得の神社山に行きなさいと言ったって、春の桜の時期はともかく、一般的な時期には、それほど関心を持つ場所ではなく、十勝ダムにしても距離もありますし、ダムなんていうのは、最近どこの町村にもあるわけですから、特に感心、えられるわけでない。やはり、人の心に潤いとやさしさを与えるような、花というのが一番、いいわけなんですよね。そういう意味において、先日、6月の初めですか、滝の上、東藻琴、留辺蘂、あっちの方向をずっと周ってきましたけれども、その中で、今、留辺蘂の温根湯温泉あたりが、今、一生懸命芝ざくらを植える努力をされておりますね。一番最初に芝ざくらを作ったのは、滝の上なんですけれども、そのあと東藻琴がやる。あるいは、北見フラワ - パラダイスがやると。というようなことで、人がやっていることを、まねするというでなくて、良いところをまねするという形でどんどん、どんどん、こうやってたら。そういった点からみると、新得町は、そういうような努力というのが、少しないなと。花いっぱい運動なんか、あるいはまた、スキ - 場、それぞれ努力はされているわけなんですけれども、まだ、人工の感謝するような、もう、皆が注目するものになっていない。そういった点からですね、ほかの町村は一生懸命一つに重点的に取り組んでいる姿をですね、考えると、新得も何かしなければならぬのではないかと、我々も、焦燥感を感じないわけね。これは僕だけでなく、一般の町民もですね、新得は、新得は、とこういうわけなんです。ですから、確かに北広場だけを、考えますと、狭いわけなんです。過日ですね、古川建設が購入しました、JRの、あの土地。新得の役場にも、町にも、買ってもらえないかという声をかけたところが、今、活用する道はありませんと。考えはありませんと。このようなお話だったのです。そのような形の中で問題意識がないのかな。というような感じがしてしまうのね。確かに土地をかうと金がかかるわけですし、あれは、古川建設さんが買われたということですから、そ

それはそれで何らかの活用をしていただけたらと思うんですが、あそこは7軒幅の鉄道沿いですから、相当大きな活用の道が考えられる。住宅用地としては、あまり適当な場所ではないなというような感じをいたしまして、ああいうような所もできれば、北広場とつながりながらラベンダ - と。といったようなことで、やっていけないものかなというふうな感じや、今、町長さんの今のことばの中でですね、ラベンダ - は、非常に管理が大変だよという話がありました。だからこそ、また、皆さんに珍重されるものだと思うんですが。初めに難しいよということがあって、検討されない。そういうことが、どうも新得町政の中で、幅をきかせているんでないかない感じがしているわけですよ。ですから、一般、職員の皆さんも新しいことには、手を染めないという風潮がでてきているんでないかなという感じがするわけです。まあ、これは、質問から、ちょっとはずれますんで、もとに戻しますけれど、十勝管内でいきますと、広尾あたりが、つつじの大丸山公園を中心に一生懸命、植えていると。それから、芽室でいえば、花ショウブを植えている。といったような形でできるだけ重点的にやっているという姿を、見ていただきたいなと思うんです。旧機関区の跡地について触れられておりましたんで、私はこれを、お話ししようと思いましたが、やめますけれども、そういったようなことで、活用の道を、どんどん、どんどん、考えていただきたいなと。とにかく前に町長がおっしゃるように、交通の要所で、新得の町は交通的な有利な場所にあるんだよとおっしゃるんだけど、その、有利なことを、活用するようなですね、手立てというものを、どんどん、どんどん進めていただかないと、空論になってしまうんで、ひとつ、よろしく、積極的にですね、進めていただきたいと思います。面倒ですが、3次質問のほうに予定しましたけれども、町の場合はピ - ア - ルを念頭にですね、とにかく人目につく場所にものを造るということをや、できるだけ心がけてもらいたいなということが、最後につけ加えておきたいと思います。

それから、2番目の河川流域の雑草除去でございますけれども、これは、2番目の質問をしないつもりでおったんですが、中で魚の生態系を保持するといったようなお話ができましたんでね、あえて申し上げますと、もし、本当に魚の生態系を保持したいということであれば、新得の、ペンケオタソイ川の階段上の上の川、川のそのものを直すことが先決でありまして、こういう、いわゆる区域割をですね、考えながらやってもらいたいなと。市街地は市街地、やっぱり、魚の生態系を保持するための河川維持は、できるだけ郊外にと。そして、郊外そのものは、人が常に散策ができるような、安全性のある川にね、もってて。今、段差のある川ですと、魚なんて全然住めないですよ。いったん落ちたら上に上がれないわけですから、徐々に魚の生態系が崩されて、あそこのやまべもない、ざりがにもいない、ましておたまじゃくしが住むような、淀みもない、といった、こういったような格好になっていきますので、僕はあえて河川清掃の関係で、とくに魚の生態系に融通するならここだよと、というようなお話をさせていただきました。いかがでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） ただいま、石本議員から、駅周辺の環境整備という観点でのご質問であります。私ども、決して、石本議員、ご質問されていることを否定しているわけではないわけでありまして。今、北広場を使っているのは、そういう現状であると。そこにですね、ラベンダ - と考えますと、あれは、低木であります。木であります。したがって、そこにテントを張ったりですね、あるいは冬期間に、雪まつりをやって雪像を

作ったりということになると、両方が共存できないという観点からですね、現状では、北広場に照準を合わせた場合にラベンダ - を植えることは、非常に難しいのではないかと申し上げたわけでありまして。いずれにいたしましても、町の顔でありますし、一番の中心である駅周辺が、もっとやっぱり、ワンポイント、大きなワンポイントが私も必要だと思っております。その方法論として、どうするかということで、それは、ご質問の主旨が生きるような形で、今後検討したいと申し上げたかと思っております。ただ、蛇足でありますけれども、ひと言申し上げますと、ラベンダ - というのは、十勝には、実は、ほとんどないわけでありまして。何でないかといいますが、あれは、雪が降らなくて、寒風にさらされると、根こそぎ枯れてしまうという性質の植物であります。したがって、上川のようにですね、根雪がはやくて、積雪が多いところについては、それは、ご承知のような状況でありまして、したがって、必ずしもラベンダ - に限定しないとして、例えばハ - ブの類の花ですとか、いろいろ方法は考えられるのかなと思っております。したがって、今後そうした可能性を検討していきたいと。ただ、駅周辺の問題がありましたけれども、それはやっぱり、町が土地を取得する以上は、明確な取得の目的がどうしても必要だと考えております。したがって駅周辺で、若干の土地が売りにでたわけですけれども、町としては取得をしなかったという経過でありますので、ご理解賜りたいと思っております。

それから、また、河川管理の問題については、これは、国や道の河川管理のあり方が、そうした自然を生かす方向にかわってきているんだということを、申し上げたわけでありまして。したがって、ご指摘ありましたように、この、段差があったりいたしますと、魚がそ上できないわけでありまして、これにつきましては、私もことあるごとに、土現や開発のほうに、やはり、魚の住めるもとの川に戻すべきじゃないかと、そのためには、段差を解消するなり、魚道を整備するなりということも申し上げておりまして、そのことと、石本議員が質問された河川の雑草等が荒れているということは、別問題だと思っておりますから。したがって、そうした荒れている河川の環境というのが、これはやっぱり、整備していかなければならないと。それと同時に、やはり自然というものも川の中に、少しづつよみがえらせていくと。そしてまた、そういう魚がそ上できるような、河川のあり方と。そうしたものを今後とも、関係方面に要請をしていきたいと思っております。

なお、河川管理にかかわりましては、特に土木現業所等においての、予算措置が極めて少ないとお聞きをしておりますので、これらについても、機会をみて本庁のほうにもですね、そうした、じゅうぶんの管理ができる予算措置というふうな点についての要望を重ねていただきたいというふうに思っております。

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） ラベンダ - はですね、いちおう私、質問の、そこで質問したときにも、一例としてあげたつもりでお話した中で、香りがあるからと、いうことでやったのね。それで、最近の新聞でしたが、確か網走管内だと思うんですが、ハ - ブランドを造るということで、一生懸命やっているのと、こういう話なんで、ですから新得町もね、私はラベンダ - とは、言ったけれども、できれば香りと、色と、そういうものがみられる花と言ったことで、例を上げているわけで、いろいろ勉強をしていただきまして、それ以外のしかも、新得町の気候風土にあったような植物があってですね、人々に見られるような品物があればですね、特に、発見に努めてですね、やっていただきたいなとこ

ういうふうに思います。よろしく申し上げます。

千葉正博 議員 一般質問

議長（湯浅 亮君） 13番、千葉正博君。

[13番、千葉正博 君 登壇]

1. 畜産農家の糞尿対策について

13番（千葉正博君） それでは、今回は畜産農家のふん尿対策について、町長の考え方についてお伺いいたします。ご承知のとおり、本町においても、近年、規模拡大多頭化飼育等が進んでいるところであります。反面、畜産農家におかれましては、大量のふん尿にたいへん苦慮され、処理されております。町としても、たい肥や尿だめの施設整備等、それぞれの事業で施策を進めていることは、十二分認識しているところですが、現状では、利益者の要望が多く、対応が間に合わない状況であります。少しでも多くの要望に応えるためにも、今また、新たな事業を考えなければならないのではないかと、考えております。また、有機質還元事業の補助率を引き上げ、少しでも多くのたい肥を畑作農家に利用して、地力の増進をと考えますが、町長の考え方をお伺いいたします。

[13番 千葉正博 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄 君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

畜産農家のふん尿処理施設の整備、改善につきましては、近年の農村の環境問題から重要な課題であります。これを個人で自力施行するには、農家経済に重い負担となっているのが現状であります。そのため町では、平成6年度から道営草地事業開始をきっかけにいたしまして、本町独自の家畜ふん尿処理施設奨励補助を実施してきたところでございます。

その後、道の方もふん尿処理施設に対しまして、補助金を上積みいたしまして、平成8年度から、21世紀パワーアップ事業に組み入れまして、受益者負担を5%に軽減したことによりまして、その際多くの畜産農家のかたがたから、処理施設に対しての追加要望が出されております。

本事業は、いちおう平成11年度で完了予定でありまして、また、ふん尿処理施設は特例事項となっております。本年度実施分で、累計認定限度額約6億円を超えまして、かなりの要望施設が打ち切り、または取り残しされることが、懸念されておるところであります。

町といたしましても、要望に応えるべく、なるべく受益者に有利な代替事業を計画申請すべく、現在検討中でございます。

また、その代替事業につきましても、受益者負担が軽減されるように、引き続き21世紀パワーアップ事業に組み入れていただくように、道の方へ強く要望していきたいと考えております。

次に、有機質還元事業の件でございますが、現在、たい肥を購入し、農地に有機質還元した農家には、㎡当たり、300円のたい肥の奨励補助をしているわけでございます。

本年度は農作業開始早々、低温、あるいは日照不足に見舞われまして、今後の天候回復に期待しているところがございますが、過去の冷湿害の状況を見てみますと、十分にたい肥をすきこんでいる畑地にありましては、被害を最小限におさえたという事例が数多くございますので、今後も引き続き、本事業を奨励していきたいと考えております。

ここ4～5年、本事業によるたい肥取り扱い量は、約1万3,000台で推移いたしております。管内の平均的な畑作農家は、ヘクタール当たり、20トンから40トン、たい肥投入量といわれておりまして、本町におけるたい肥量では、まだ不足と考えているところであります。

畑作農家に、より多くの畜産農家のたい肥を利用させていただくことは、前段で申し上げました家畜ふん尿処理のもっとも効果的方法であり、畑作農家の収量の安定を図るうえからも、次年度以降奨励金の額の見直しについて、検討していきたいと、このように考えております。

〔町長 斉藤敏雄 君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） 13番、千葉正博君。

13番（千葉正博君） 町長の答弁の中にありましたように、環境問題というものが今、大きくクロ・ズアップされているわけです。参考までに、新得町の昨年度の牛乳の生産の伸率というのは、110%でありまして、全道平均、十勝平均は102%でありますから、特に大きな伸率というものが、なっております。そうした状況の中で本町においては、水質汚染だとか、そういう問題は現在の中、まだ、それぞれの事業の中で取り組んでいるから、今のところ、そういう問題は出ておりませんけれども、やはり、こういった生乳の伸率からいうと、そういったことが今後、大きく懸念されるのでなかろうかと。そういうふうにも考えますので、現在の事業をより効果的に、さらに事業へと進めていただきたいなど、このように考えているところであります。

さらに、たい肥の還元ですけれども、最近の農産物価格の低迷だとか、あるいは、冷湿害による畑作農家の経済が大きく、環境が悪くなっている状況であります。そういった状況の中で、ですから、なかなか、引き取りという、地力にかける情熱が薄れているという。そういったことでね、町としても、少しでもバックアップしながら、地力増進により以上努めていただきたいなど、このように考えます。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） ただいま、千葉議員ご指摘のとおり、本町の乳量につきましては、十勝管内はもちろんでありますけれども、全道的にもですね、非常に大きく乳量を伸ばしていると、これは、酪農家の皆さんがたの努力の賜物と、私も日ごろから敬意を表しているところであります。併せてそのことに伴う、ふん尿というものも、当然のことながら増えてくるのでありまして、よって最近問題になっております、家畜のふん尿による河川汚濁というふうな事態が生じたら、たいへんな問題でありまして、そういうふうな課題を未然に防ぐ意味からですね、そして、また農村環境を一段とよくするという観点からも、ぜひ、ふん尿処理施設の有利な制度につきまして、今後とも、努力をしていきたいというふうに思っております。併せて、たい肥の畑地還元へのサイクルがスムーズに進みませんと、これも片やでたい肥がたくさん体積されているという状況では、いけないと思っております。したがって、そうしたサイクルが円滑に進むような、誘導策というものを、さらに検討していきたいと思っておりますのでご理解賜りたいと思います。

宗像 一 議員 一般質問
議長（湯浅 亮君） 14番、宗像 一君。

〔14番 宗像 一君 登壇〕

1. サホロ湖の活用について

14番（宗像 一君） 私は本年完成されるサホロ湖公園の使用に関して2つの項目で質問させていただきます。

サホロ湖の開発も、平成元年より建設省のレイクリゾート事業、また、地域の開かれたダム事業として、自然指向型として整備が進められてきましたが、本年が完成の年があります。広大な公園というほど、初心者向けのカヌーの練習場などが設けられまして、湖の利用として、魚釣り、カヌー遊び、狩勝高原観光の一つに加えられ、本町にとって大きな宝であると思われる。開発にご努力いただいた各関係機関の皆さんに、感謝申し上げる所でございます。

さて、来年度からその完成されたそのサホロ湖公園を観光の目玉として、いかに活用するかであります。維持管理を本町で引き受けして生かされた、あの自然公園を押し進めるにあたりまして、どのような方法が目的とされる活用になるのか。きっと、プランをお考えのことと思われるが、その進め方の考えについて、次の点でお伺いしたいと思います。

一つに、第6期総合計画によりますと、地域に開かれたダム事業推進にあたり、地域の維持管理の充実、とうたわれております。運営管理のあり方について、どのような取り組みをお考えなのか。

二つにですね、行政側としてですね、サホロ湖公園の活用をどのように進めようとお考えになっているのかと。

三つ目に、広大なあの自然、山あり、川あり、また湖を有効に活用とするするならば、広く利用者の意見というものを取り入れて、町おこしは町民皆で考えるということが、非常に望ましいことと思われるが、その進め方とか、意見の集約、取り組みについての考えをお聞きしたいと。

四つには、現在開発された各出入口は、りっぱな門柱が設けられまして、それが施錠されております。車社会の今日、魚釣り、カヌー遊び、またキャンプなどは、車がつきものであります。工事中のために閉ざされているなら、理解、納得するところでございますが、お聞きしますと原則として、車の乗り入れはさせないということで、聞いております。公園内は別として、キャンプ、魚釣り、カヌー遊びのかたたちは、たくさんの道具があり、あの急な階段を用具、また、カヌーを担いで持ち込むということは、どうてい考えられないと思います。どうしても、近くに車を乗り入れるということが必要とされます。鍵は借りることができるとは聞いておりますが、イベント行事のときは別として、広く利用者を募り、広く開放するとするならば、あの門柱は進入禁止、または使用できないものと感じられます。利用者大半は、土・日、祭日、また夕方からの余暇を利用してであります。今、カヌー遊びは最盛期であります。しかし、本年のあの地の本年の利用者は少ないと聞いております。もっと開放的にできないのだろうか、その対応、鍵の管理についてお伺いしたいと思います。

五つ目には、本町の各キャンプ場にはオ - トキャンプ場がないわけでございます。最近の指向として、利用者の望むところはオ - トキャンプであります。また、キャンピングカ - 利用の世代でもあります。サホロ湖キャンプ場も炊事場、トイレは立派に設けられておりますが、オ - トキャンプ場はまったく利用できない状態になっております。せめて、門柱を移動してでも、オ - トキャンプ場としてすることができないのだろうか、以上サホロ湖について、お伺いするところでございます。

2 . 北新内線道路(サホロダム)の改良整備について

次に2項目として、サホロダム道路、北新内線道路の改良整備についてお伺いしたいと思っておりますが、北新内線サホロ湖に通ずる道路も、雪が解けると交通量も多く、農村の舗装された農道よりも、はるかに多いという現状でなかろうかと思っております。見通しの悪いカ - ブ道路幅は狭く、待避場も少ない、車の交差もできない危険な道路と思われまゝ。毎年行われておりますサホロ湖まつりも、去年は、新内ホ - ルからのバスによる輸送です。サホロ湖環境アセスメント事業として、実施されてここに10年の歳月があり、ここに完成するとき、道路工事の進めは昨年度より、開始されたと。入り口より100m、本年は60m。そして、現況測量、実施設計、用地確定測量として、この春に予算化されたところでございます。なぜ、サホロ湖開発の完成に合わせて、進めることができなかったのかなど。また今後、どのような状況の中で、何年くらいかかって目的とされるものに進めていかれるのかと。以上2項目についてお伺いしたいところでございます。よろしくお願ひいたします。

(14番 宗像 一君 降壇)

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

(町長 斉藤敏雄君 登壇)

町長(斉藤敏雄君) お答えをいたします。

サホロ湖の活用についてであります。北海道が事業主体となりまして、平成2年度から、国と道の負担により事業が開始され、本年度で全体の事業が完了することになっております。

一方、町といたしましても、この事業に併せまして、フィッシングデッキや炊事場等の施設を整備してきたところでございます。

したがいまして、今後は、完成した施設の有効利用に努めるところであります。その運営管理方法につきましては、現在、事業主体であります、北海道土木現業所と町で協議中であります。

次に、自然の活用であります。計画から事業完成までに、10数年の長い年月を得て実施したものでございまして、周辺の豊かな自然環境を十分に保全しながら、現施設での活用を図り、将来にわたって安全確保のため、管理や維持補修等を実施することにいたしております。

この活用につきましては、利用者の意見も採り入れて、活用することが大切でありまして、町・土現とも全く同感であります。

今後、利用者からのご意見やご要望につきまして、その内容にもよりまして、施設設置者であります土木現業所とそのつど、協議、検討を重ね、より利用しやすい方向へ進めたいと考えておるところであります。

なお、出入口に門柱が設置され、施錠の開閉が必要で不便であるとのこと指摘でありま

すが、現在は、最終年次の工事施工中でもあり、安全面などを考慮いたしまして、ダム管理者がゲートから、施設内への車両乗り入れを、禁止としているところであります。

完成後は、一般開放、施設内は自由使用を原則といたしておりますので、問題のゲートにつきましては、工事終了に併せまして、開放の方向で検討しております。

なお、現在も人の出入りにつきましては、自由としておりまして、団体等で競技、もしくは施設使用をされる場合には、ゲートの鍵をお貸しすることになっておりますので、土木現業所または、町の方とご協議をいただきたいと思っております。

次に、オートキャンプ場の関係であります。今回完成しましたサホロ湖のキャンプ場も、計画当初から、普通一般的なキャンプ場といたしまして、設計されておりますので、オートキャンプ場としての使用は、現段階で無理かと思っております。

いずれにいたしましても、多額の投資と長い期間をかけて完成した施設でありますので、より多くのかたがたに有効利用されますよう、努力してまいりたいと考えております。

次に、町道北新内線の改良整備についてでございますが、この町道は、平成4年より知事代行事業として道に採択要望をしておりまして、採択条件整備のため、町は平成7年度より設計・用地補償に着手し、平成8年度は136メートルの改良工事を、平成9年度は60メートルの工事を実施することにいたしております。

この間、帯広土木現業所に対し、知事代行を要望・協議してまいりました。ご承知の通り、知事代行事業は、全道の市町村より要望が極めて多く、各種の条件や基準もありまして、採択されることが非常に難しいという状況の中で、このほど、その実現の運びとなり、平成10年より3年間で、ダム堤体まで知事代行事業として実施することになりました。

残る2,200mにつきましても、3年間の中で工法を検討したいとの意向でありまして、この早期施工につきましては、町といたしましても、今後積極的に要請をしていきたいと思っております。

したがいまして、町が平成9年度に、当初予算で、町単独事業として計上しております、ダム堤体から終点まで2,500mの実施設設計並びに用地確定測量、用地費及び補償費につきましては、のちの議会で減額補正をさせていただきたいと考えております。

〔町長 斉藤敏雄君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） 14番、宗像 一君。

14番（宗像 一君） 非常に、いろいろとそういう進めにあたって、検討されていることは、わかりましたが、あの地帯の利用にあたって、何を目的とするか、だれに利用してもらうか、ということが大切でなかろうかと思うわけです。未永い、運営活用を思うときに、始まりが大切なものですから、どうしても、悪い印象を与えてしまうと、非常に、いい効果もたれるかなということがございます。あそこの管理にあたって、単なる監視に、留守番の者ではなく、アウトドアに適した人材、内容の理解してくれる人がたいへん必要でなかろうかと思われてなりません。公園内も、あずま屋の建物が、見えるわけでありまして、子どもの遊具施設も、必要でないかと思われるし、また、そういったことの利用者の意見もあるわけでございますので、大いにこれから、そういった利用者の話も聞いてみるということが大切でないかと思うわけです。

公園を生かして活用とするならば、例えばサホロ湖まつりの前夜祭に、野外パーティを開いたりキャンプファイヤ、あるいは、花火を打ち上げ、湖を利用してですね、花

火の打ち上げなどもしてみると、非常にいいんでないかなと思います。また、樹木、野鳥、星などの観察、山登り体験など、自然探索事業を持ってですね、行事をもって社会教育の、学校5日制に対する対応であり、また、生涯教育、大人の学習にもなるんでなかろうかと。そして、それによって、大いに、キャンプ場利用されるという形、それが本当に生かされたサホ口湖公園の目的ではないかと思うわけでございます。それでは、今工事中のために、しておられるんだと言うことですが、さきほども申しましたように、使うのは土・日、祭日、また夕方という形が多いですね。そういう形の中でいちいち、鍵を借りるということは、非常になかなか、皆、やっぱり、控えてしまうんですね。そういったことで、今年の利用が非常に少なくなっているというような形も言われておりますので、その対応関係を、何とかしていただきたいなということでは思っております。せんだって、6月14日土曜日に、カヌー - 遊びに来た何人かの人があったそうでございます。ちょうど学生のカヌー - 体験でサホ口湖を利用していたときなんだそうですが、やっぱり、その人たちも、上の方から眺めて、結果的にカヌー - を持って帰ってしまったということも、聞いております。また、指導にあっていた人も、同じカヌー - の仲間として、なかなか申し訳なく、今後利用しづらいということ、何とか、今年中、工事中であるといいながらも、あそこのところの扉は、やはり開放しておくべきが本当でないだろうか。来月から魚釣りも解禁となりますので、何かあの状態だったら、使いづらいということ、申されております。キャンプ場も現代に即応した取り組みをしなければ、施設は生かされないと思いますので、何とかやっかいものにならないように、ひとつ相手方と協議を進めていただきたいと思っております。

道路の関係に関しましては、知事代行の関係もあり、町村にも、いろいろと順番があり、進められていくことですから、なかなかたいへんであるということ、理解されるわけでございますが、しかし、10年以上もの歳月がかかっていて、なぜ完成されると同時に、それらが進められないのかなと。私にとっては非常に疑問とするところでございました。そういったようなことで、ひとつ、いろいろとたいへんでしょうけれども、せっかくできたものから、ひとつ、無駄のないような方法で進めるべく、よろしくお願いしたいと思っておりますが、全般的にわたってのご答弁を再度お願いしたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） ただいま、宗像議員ご質問のとおり、近年このアウトドアライフというんでしょうか、そうした自然を求めて、多くの人たちが生活の潤いを求めるというふうなことで、そうした傾向がたいへん強くなってきておりますし、また、将来に向かっても、そうした傾向が、ますます強まっていくのではないかと考えております。それだけに、せっかくできた施設がより多くのかたがたに利用いただきまして、そのことが、町なり、地域の活性化に少しでも役立つというふうな方向を目指していきたいというふうに基本的に考えております。そういうことに伴いまして、利用する皆さんがたの不便、不都合というものが少しずつ、これは改善をしていかなければならないと思っております。ただ、今はまだ、最終年次の工事期間中でありまして、いわゆる工事の施行者側が、安全面から、施錠を余儀なくされているということでもあります。私も工事の状態というのが、つぶさに見てはいないわけですが、これは完全に出来上がった、来年以降ですね、ご要望がありますような一般開放、完全開放ができるわけですが、工事期間中であっても、そうした、施錠の開放が段階的にしていくことができるかどうか、これは、施行者側の土木現業所のほうとも、協議をしていきたいと思っております。

ます。また、遊具等の整備につきましても、ほとんど何もない自然の状態でありますので、そうした二・ズに応えるべく、整備をする予算措置をいたしておりますので、ある程度のものは、できていくのかなというふうに考えております。

また、新内線の道路の問題であります。確かに理想的には、あの施設ができるときには、道路もいっしょにでき上がっているというのが、ご指摘のとおりでありますけれども、しかし、町がこれ、全面的に施行するといたしますと、莫大な財政の負担ということになりますので、したがって、道の知事代行にいろんな働きかけをいたしまして、比較的、短期間のうちにですね、今採択の見通しがついたということでありまして。若干、施設の利用と、その間、ご不便をおかけするのでありますが、3年ほど待っていただければ、堤体いたいまでいくということでありまして。ぜひ、その辺で我々も、それを放置してきたわけではなくて、努力してきた結果として、そしてまた、町が少しでも早く、知事代行に移行できるべくですね、呼び水として、町費単独で手をかけてきたというのも、幸いしたわけでありましてから、ぜひ、その辺でご理解賜りたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 14番、宗像 一君。

14番（宗像 一君） たいへん、いろいろと取り組もうとされていることが、よく見えるわけでございますが、何とか実行します、やります、という意気込みの中でひとつお願いしたいと思っております。まあ、どうしても、この、基幹産業である木材、農業でも、何かこう、あまり新しい、見当りがこうありませんので、せめてこの新得町に働いているのは何か。観光でなかろうかと。いかに観光で人を呼び込むかということで、やっぱり活性化を図っていくという形をいろいろと検討をしなければいけないんじゃないかと思っております。

また、もう一つ、あれなのは役場の職員のかたにも、非常に若い、すばらしいかたがおられますので、そういった人たちのアイデアを出してもらってですね、いろいろ取り進める、どうもこう私ども、見ておりますと、役場のかたの縦割りが強くて、何か言い訳的な感じに聞こえるわけでございますけれども、一つ今後からは、横からの意見も採り入れてですね、行政を進めていただきたいと。職員の配置換えをすると、せっかく進めてきたものが、ややもすると、遅れてしまったり、止まったりするようなことのないように、一つ今後とも、よろしく願いいたします。以上で終わらせていただきます。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 前段ありました、やりますと。言えというご質問でしたんですが、残念ながら、これはまだ、道の管理下の、しかも、工事進捗中ですね、施設でありますので、新得町が、なんぼそうしたいと思ってもですね、実際やりますと言えないところをひとつ、ご理解をいただきたいと。しかしながら、ご要望の趣旨については、工事安全上の課題があるだろうけれども、協議させていただきたいというふうに申し上げておりますので、ぜひご理解賜りたいと思っております。後段にありました、ご質問、ちょっと意味が理解しかねているわけですけど、私は職員のもっている能力というのは、生かして使わず。使うという主義でありまして、そうした面では、今後とも、そうした若い人たちの能力が生きていくような、そうした管理のあり方を考えていきたいというふうに思っております。

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩いたします。11時15分までとさせていただきます。

(宣告 1 1 時 0 2 分)

議長 (湯浅 亮君) 休憩を解き再開いたします。

(宣告 1 1 時 1 8 分)

小川弘志 議員 一般質問

議長 (湯浅 亮君) 4 番、小川弘志君。

(4 番 小川弘志君 登壇)

1 . エゾシカ駆除対策の抜本的見直しについて

4 番 (小川弘志君) 私の質問は、エゾシカ駆除対策の将来的な見直しについてであります。町は今まで、エゾシカの被害及び駆除について、電牧設置補助、駆除奨励金等で対策を講じてきたところでありますが、エゾシカの被害は、また頭数は年々増加の一途をたどり、場所によっては、4、5 0 頭の群れが畑に出没して荒らしまわっている現状であります。もはや、今までの対策では、限界を越えたと言わざるを得ません。

そこで、当対策の抜本的な見直しにかかる次の4点について、見解をお伺いいたします。

ひとつには、8年度のエゾシカの被害の実態をどの程度把握しているか、お伺いいたします。

次は、狩猟期間の延長、めす鹿の駆除などの駆除も含めた、規制緩和の措置について、エゾシカの管理とか、捕獲目標を定めている道や、国に対して、強く働きかけをしなければならないと思うのですが、どのような措置をなさっているか。

三つ目は、ハンタ - の協力、強化のために、その奨励金の倍額支給などといった思いきった手立てを講じる考えはないか。

4点目は、エゾシカ防止柵の設置ということについて。これについては、進入防止フェンス、整備ということで、本別、足寄、浦幌等で実施するということが、報じられておりましたが、果たして、本町では、どのような見解を持って検討されているのか。こうした点について、次の4点につきまして、以上4点、ぜひとも、町長の前向きな見解を期待しております。

(4 番 小川弘志君 降壇)

議長 (湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

(町長 斉藤敏雄君 登壇)

町長 (斉藤敏雄君) お答えをいたします。現在、町ではエゾシカ被害対策といたしまして、1頭につき5,000円の駆除奨励金、鹿防止柵の設置費の4分の1の補助金制度を設けておりまして、例年予算化しているところでありますが、ご指摘のとおり、その被害額は年々増大し、深刻化しているところであります。

もはや、一自治体では打開策を打ち出すことは困難になってきております。

昨年、道も含めまして、関係機関、団体による十勝地域エゾシカ対策連絡会議が発足されまして、対策の検討、協議をしてきたところでありますが、法的規制が山積みしており、抜本的対策までには、まだ、至っておりません。

そこで、まず、1点目の昨年度の本町におけるエゾシカ被害額は報告では、約2,100万円程度になっておりますが、報告がないものを含めると、被害額は更に大きく

なるものと考えております。

2点目の狩猟期間、捕獲種別の法的規制を緩和できるかということですが、平成9年度の一般狩猟より、おす鹿は例年どおり、11月15日から1月15日までの間、めす鹿につきましては昨年まで、道東地区8町村のみが、可猟区でありましたが、本年度より、新たに道東地区で58町村が、11月15日から12月15日までの1月間、駆除できることになりまして、本町もその区域に入りましたことから、狩猟によるめす鹿の個体数の減少を図ることになると思っております。

しかし、この措置では、じゅうぶんとはまだいいきれませんので、今後、更に規制緩和を要望していきたいと考えております。

3点目の現在の駆除奨励金を倍額にできるかということですが、被害防止には駆除がもっとも効果的な手段と考えておりますので、奨励金の額の見直しにつきましては、検討をいたしたいと思いき、更に、道費や国費の上積みも要望していきたいと考えております。

4点目の恒久的な防止柵の設置の考えがあるのかということですが、ご承知のとおり、地帯を防止柵で囲えば、他の地帯を移動いたしまして、今度はそこが食害に合うという弊害が生じまして、本町のように、南北45kmの入り組んだ農用地に、この防止柵を設置することは至難の課題でありまして、現在のところ設置の考え方は持っておりません。

以上4点お答えいたしました。やはり生息地における適正頭数まで、エゾシカを減らすことが一番の解決策ではないかと考えております。本町におきまして、昨年は有害駆除で429頭、一般狩猟では279頭捕獲いたしました。しかし、生息頭数を減らすためには、多くの法的規制がございまして、今後、十勝地域エゾシカ対策連絡会議と密に連携いたしまして、法的規制緩和を国へ動きかけていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思いき。

〔町長 齊藤敏雄君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） 4番、小川弘志君。

4番（小川弘志君） 本町は防止柵の考えは今のところもっていないんだと。事情というのはよく理解できます。しかし、お言葉をかえすようですが、すでに隣の町では、防止柵の計画が進んでいるようにも伺うものであります。そうすると、町長のおっしゃるとおり、今度は行き場を失った鹿は、本町になだれよってくる、という恐ろしさが十分ございます。こうしたこともですね、踏まえながらですね、やはり、隣町とともに、よく、その連絡を取り合いながら、進む方向を考えていかないと、これはまずいのじゃないかと思うのです。それに、平成10年、11年というようなものまで、聞かえておりますので、その辺のところ、ひとつよろしくお願いしたいと思っております。それからですね、ただいまの1点はですね、駆除の、なにしろ、その頭数を減らすということが一番、よろしいんですが。それで、一度いつだか、農業委員会で農業予算のことについて絡んで、建言を申し上げたことがあったんですが、そのときに、奨励金の増額うんぬんという話も確か、あったと思いき。そのときに400何頭ですか、27頭ですね。それだけ、その駆除奨励金が使われているということも伺いました。しかし、それぞれ、一番大きな疑問は、果たして、その400頭以上の駆除期間にですね、果たしてそれだけの捕獲が、それだけ、実際、本当なんだろうかと。そんなに捕ってないと思うというのがですね、一般、町民のほとんどの人が、漠然として。そんなに

捕れていたら、そんなに被害が出るわけがないというふうなね、見解があったんです。

そこでですね、それというのはですね、これで427頭、解禁になって279頭ですか。そうするとですね、町内だけですね、町外から、また、本州からでも、札幌からでも、皆くるわけですから。これを合わせると、実数を合わせると何と、1,000頭くらいは捕られてなければならない数字ですね、このような427頭とは。そうするとですね、十勝の20か市町村で1,000頭ずつ撃ったらですね、まあ、新得は特別だと思いますから。それは話半分にいたしましても、1万頭くらいになりますね。それで増え続けるのかということになりますと、実際この、我々では、想像が及ばないのですね。45頭という数字をいうと何かホラ吹いているように聞こえますが、何かあるということが、奥のほうに行ったら、見てたら100頭が群れになって出るから、やあ、見事なもんだって、まあ、被害の悲しみを通り過ぎて、もうびっくりしてしまいましたですけどね。そんな話も聞こえてきます。それくらい鹿が増え続けているわけですね。そうするとですね、果たしてその、実数の把握、まあ、数字は発表されたんですが。この確認の方法はどのような方法でその頭数を確認しているのかね。これが、ひとつね。

それから、僕が倍額の奨励金を出せといたりですね、それから、確認をしっかりしていることを聞いたり、この二つがその、相反した、話をするようで誠に申し訳ないんですが、その点をお伺いをいたしたいのでございます。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 1点にございました、鹿の進入防止柵の問題であります。この防止柵を設置するには、相当多額のお金をかけてですね、設置をしている町村があるようであります。しかし、現実の問題といたしましては、公道というか、道路はですね、これは、柵はできないわけであります。したがって、せっかく多額の費用をかけて設置したとしても、フェンスゾーンに鹿が移動して道路から順次出てくると。いうふうな状況があって、必ずしも、その投資と効果という点から考えると、影響もあるようにお伺いをいたしております。私の答弁からいきますと、じゃ鹿追のほうからこっちへ逃げてくるのではないかと。まさにそういうことが考えられるわけでありましたが、しかし、仮に隣接する町で、そういうふうな防止柵を設置をして、その結果として、どういう影響がでるかというふうなことを見極めたうえで、次の対策を考えていくほうが賢明でないかと。仮に同じような形で町がやるといたしますと、さきほど申し上げたような延長の防止柵を造るとすればですね、これはとてつもない金額にきつとなるだろうと。しかし現実には、道路だとか、切れ間から必ずまた、鹿が進入してくるとこの、悪循環を繰り返していくのではないかと。したがって、柵の件については、もし影響が出るとすれば、その段階で次善の策をどうするかと、いうことを考えていきたいと思っております。

それから、生息数の問題でありますけれども、道東地域で、鹿がですね、自然界で生息できる適正数というのが、約5万頭と言われております。それは現実の推定の数では、約25万頭生息しているということでありまして、いわゆる、この自然界で生息できる適正数の5倍までも、増えてしまっていると、というのが現状のようであります。したがって、これはやはり、いろんな法的規制があるわけですが、そういうものを、緩和していただきまして、とりあえず、めす鹿も1月間だけ、駆除できることになりました。けれども、これはまた、更に伸ばしていただくとかですね、やはり、これ以上固体数が増えない、やっぱり根本的なところで、これを整理しないと、いけないのではない

かと思っております。とりあえず本町もめす鹿の駆除もできるようになったわけであり
ますので、そうした状況を見ながら、今後の動向を見極めていきたいと。併せて、国、
道に対して、その実態を働きかけていきたいとこのように考えております。

鹿の確認をどうするのかということではありますが、これは、駆除期間が終了しだいす
ぐですね、しっぽを提出をして、それを確認をしたうえで、補助金を交付するというシ
ステムをとっております。したがって、この補助金の申請のある分については、適正な
形で処理がされているのではないかと、このように考えておるところでございます。

議長（湯浅 亮君） 4番、小川弘志君。

4番（小川弘志君） 今、しっぽのことについては、こればかりが完全なものだとは
思いませんし、更にですね、よりの確にその辺は処理していく方法をまた、今後の課題
としてですね、検討を進めていただきたいものだとこのように思います。それから、め
す鹿対策ですね、これがやはり、重点的に採り上げられなければならぬと思います。
今までは、おす鹿が中心に、やられてきたんですが一月くらいのことでは、町長
も触れられているように、どうにもならないのですね。しかもですね、11月15日か
ら12月15日になったら、解禁と同時に鹿の姿がいなくなるのが不思議だと言われ
ているわけですからね、鹿はちゃんと読んでいるわけですから。そんなときに、めす
鹿許すよなんて言ったって、これはね、やはり、どうかと思うんですよ。ですから、お
す鹿というのは、われわれがその駆除申請を町でする時点でですね、なんらかの形で、
この割合を規制していけばいいわけですから、なんらかの形で緩和策を出してくれるん
でなかったらね、解禁なんて鹿の姿が不思議といなくなるものなんで、一般でハンタ
の間でささやかれているいる時期にですね、解禁だなんて言われたって、やる気がある
のか、ないのかね。やはり疑わしいところがあるのですね。そこら辺のところも、ひと
つ、よく道や国にですね、その辺のところももう少し、こうしっかりと要望していただ
きたいなと思います。以上です。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 十勝管内でも、この駆除の対策の検討委員会ができたというほ
ど、やっぱり全体的にですね、深刻な状況が生まれてきておりまして、やはり、絶対数
が、さきほども申し上げたように、5倍ということですから、これは異常な増え方であ
ります。よって、最近では有害駆除はめす鹿も含めて、そしてまた、鹿が出没している
期間はですね、断続的に通年を通して、駆除ができるというふうに緩和されてきており
ますし、また、狩猟と併せて、めす鹿もその対象にしたと。恐らくこののち、生息数が
どういうふうに変化をしていくかと、それは、駆除するなり、一般狩猟でどれだけ、撃
ち落としているかというふうな、相関関係の中で、どこまで、まだ、規制緩和ができる
かと、いうふうなことが当然これ、検討していただかなければならぬわけでありまして、
そうした、増えるものと、この撃ち落とすものと、今後の推移を見ながらですね、更に
規制緩和ができるような、強い働きかけをして、農業の被害防止に私ども、努めていき
たいとこのように考えておりますし、道自身も、この農業被害に対する問題は深刻に受
けとめておりますから、そうした面で今後、一層規制緩和の方向に間違いなく向かって
いくという感触を持っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

〔8番 能登 裕君 登壇〕

1. レディースファームスクールの修了生の定住対策について

8番（能登 裕君） 私はレディースファームスクール修了生の定住対策について、お伺いいたします。レディースファームスクールは、全国から注目を浴び、農業へのあこがれを抱いて、若い女性が年々増加し、また、修了後も多くの女性が新得の地に残り、農業の実習を続けております。そのことにより、地域農村も活気づき、たいへん喜ばしいことでもあります。町や地元はレディースファームスクール修了後の対策として、修了生の受入れ農家を斡旋、紹介し、努力されておりましたが、今までのような受入れ農家の斡旋だけでは、定住対策としては、限界にきていると思われます。より長く、かつ多くの修了生が定住できるための住宅や、職場の環境を整えることの必要性に迫られております。さまざまな方策が考えられますが、私は定住、永住を視野においた方策として、既存農家の労働で終わるのではなく、畑作として、技術を目指す人には、町が農地を貸し付ける制度を作ったかどうか。また、現実的に年々修了生が増加し、地元に残る人が増えるのは必至であります。しかし、受入れ可能な農家は限界に近いと思われますし、修了生も定住となると、いつまでも、住み込みというわけにはいかないのであります。空き住宅や、公営住宅など、最大限利用すべきだし、それでも不足が予測される状況であれば、専用の公営住宅を建設してはどうか。また、このような農業実習の体験を、女性だけでなく、新規就農や、新しい農業形態の育成を考えた場合、レディースファームスクールとは別に、以前からある実習生の受入れに力を入れ、男性にも、機会をつくるべきだと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

〔8番 能登 裕君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

〔町長 斉藤敏雄君 登壇〕

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。レディースファームスクールの第1期研修生は、9名の修了生のうち、6名が新得町内の農家で引き続き実習を続けております。またもう1名は短期生としてもう一度、研修を受けております。これは、町内での研修のほか、農家や地域住民との交流を通しまして、本町に愛情を感じた結果でありまして、研修や交流に関わっていただきました皆さんに対しまして、心から感謝を申し上げる所でございます。

レディースファームスクールからは、今後とも、毎年、修了生が出て参りますが、私といたしましても、能登議員からのご質問のとおり、一人でも多くの研修生が本町に、とどまっていただくことが大切と考えておりまして、今後、さまざまな対策を講じていくことが重要と考えております。

スクールでの研修は1年間ですが、修了後、農業を目指そうとする場合には、更に数年の農家実習が必要となります。

このため、平成8年度の第1期研修生につきましては、町内で実習生の受け入れに協力をいただける農家で実習を始めたところであります。

今後、平成9年度以降につきましても、農家での実習を行うとともに、町の公共育成牧場での実習のほか、町が実習農場を取得いたしまして、修了生に一定期間貸し付けることにより、実践的な研修を続けることも検討いたしているところであります。更に、

国や道の補助事業を活用いたしまして、こうした実習農場に必要な施設の充実を図ることも検討して参りたいと考えております。

しかしながら、このような実習を行うに当たりましては、住宅の確保が問題となってまいります。農家に住み込みの場合は、農家住宅の改修や増築が必要となる場合があります。こうした経費の負担軽減を図るための、農業振興の貸付資金を行っているところであります。また、農家で住み込みをしない、通いで農家実習や、雇用での就農をめざす修了生がいる場合につきましては、当面、既存の公営住宅の活用を進めて参りたいと思っております。

今後、本町におきましても、後継者のいない高齢農家が増えてくることが予想される中で、男女を問わず、農業の新しい担い手を確保することは、農業に限らず、町全体の発展にとって重要なことでもあります。このため、農業の担い手確保対策といたしまして、レディースファームスクールだけでなく、男女の実習生の受け入れにつきましても、道や担い手育成センターの就農支援資金などの、さまざまな制度を活用しながら、今後とも前向きに、その対応を検討して参りたいと考えております。ご理解いただきたいと思っております。

〔町長 齊藤敏雄君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） レディースファームスクールがですね、確かに今すごく注目を浴び、りっぱに、短いですけど、成功していると私は思っているんですが、ただ、建てて実習生をですね、要請するだけでは、もの足りないと思うんですね。さっき町長も言われたとおり、どれだけこの北の大地にですね、十勝の大地に根を下ろして、農業を体験し、かつ定住してくれるかというのは、今後のやっぱり、行政としての課題だと思うんですよ。今までの状況でしたら、私さきほども申しましたけども、ところてん式にですね、修了生を出して農家の家なり、まあ、短い人で1年、長い人では、2年3年といえるとは思いますが、それでまた、帰って、農家をするのも、一つの方法、いろんなこととするのも、一つの方法です。だろうけども、可能な限りですね、地元に残って、さまざまな生活、農家に、ひょっとしたら農家に限らないかもしれませんが、地元に残って活躍してもらいたい。それがなければ、レディースファームスクールが半減されると思うんですよ。その対策としましてね、私も経験あるんですが、今までですね、例えば実習だけでなく、自分でやりたいと。やりたいと。例えば作物を作るだけの実習だけでなく、農業としての経済というものも、体験すると。高く売れる場合もあるし、安く売れる場合もある。じゃあ生活としてどうなんだと。そういうことを考えた場合、やっぱり、きっと自分で1回、こうやってみたいという意志も出てくるはずなんです。そのとき、今まででしたら、10町歩を取得しなさいとか、20町歩を取得しなさい。これ、もう不可能なんですよ。不可能に近いことを、今までやってきまして、私はこれ、1町歩でも、2町歩でも、貸し付ける制度はできないかと。それができればですね、レディースファームスクールだけでは、ないと思うんです。あの内地の農業をやりたい人というのはですね、むしろ、これ、エリ-トといわれている、やっぱり、農業をやるといえるのは、むしろ近いんですよ。やりたいという人がいっぱいいる。今日も新聞に出ていましたけれども。農業をやりたい人はいっぱいいるわけです。ただ、10町歩ぐらい、20町歩ぐらいというから、できないだけで、少しずつこう貸してやって。これ建てると経済的にできると思った場合に、あくまでそれから取得しても遅くないわけですから、

そういう機会をぜひね、町でできないかと。これは可能だと思うんです。昔は、農地法の関係で少し、難しい面があったけれども。何年か前、それ改正されたはずですから。これは可能だと思うんです。それはぜひ、今後、これはね、よく町長申しますが、推移を見ながらでなくて、これは可能な限り早く。お金、私かからないと思うんです。このことに関してはね。早くしてもらわなかったら、レディースファーム修了生は、はっきり言いまして資格を取れるわけではないわけです。あと、何ができるかと。そういう農業体験と、自分でやってみるといふ、そのすばらしい夢を、夢だけしかないわけですから、資格も取れないで、そういう自分たちの生活の場を与えないとなると、今まで夢に燃えてますけど、そのうち、そういうふうが続いていくと、今度夢がなくなってきます。不安、要するに不安感が出て、修了生で出てくると思うんですよ。その不安感をですね、少しでも解消するために、まず、そういう対策をぜひ、お願いしたいと思います。それとですね、住宅、どうしても、これにひっかかるのは住宅なんですよ。私も、結論的にですね、公営住宅を例えば、いいんじゃないのと発言しましたがけれども、空いた家を必ず、可能な限り利用し、なおかつですね、かなり前の話ですから、とにかくまず、入りやすい、定住しやすい環境をですね、まず、作ってあげたい。でなければ、レディースファームスクールはところてん式に、押し出すだけの機関になってしまいますんで、それは、この関係して、関連することでありますので、ぜひお願いしたい。

それとですね、男性の場合が大きな問題、大きいというか、ぜひ必要だと思うんです。いろいろ策があって、女性を入れたわけですが、男性にだって農業の意欲はかなりあるわけです。むしろ定住のことを、考えますと男性のほうがより定住確率が高いわけですから、そういうことを考えますとね。男性にもですね、今まで実習生受け入れ口があったわけです。悪くとりますと、レディースファームができたおかげで、その機関、機能が弱くなってきたと。その機能が弱くなってきた。それじゃ、絶対いけないと思う。新しい農家の形態を作るにはですね、いろいろ、今ファームインと、そういうのが、いろいろ申しますけど、なかなか既存の農家では難しい。いろいろ過去の経緯もあったり、難しい。新しい農家形態を作るといふ場合ですね、新規就農に期待するというのが、非常に大事なことなんですよ。という面も含めてですね、男性にも、そういう機会を得た方策。これはぜひとるべきだと。それでなかったら、定住というのが、率が非常に低くなる。そういうことですので、よろしくをお願いします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 北海道新聞の一面に、昨日からシリーズでですね、近年の新規就農に対する、特集が組まれております。今日2回目ですけど、レディースファームスクールのこと、紹介されていたと。それを見てもわかりますように、非常に、近年、北海道にこの、農業を中心としたあこがれというか、夢というか、希望というか、持たれている人が急激に増えてきていると。男性ももちろん、そうですし、女性にいたっては、一年前だか、2年前の3倍に増えているというふうな記事が出ておりました。そうした面では、新規就農に向けた、レディースファームスクールの取り組みというのは、結果的としてですね、時機を得た取り組みであったなと、私どもも、思っております。

そうした中でおかげさんで、非常に多くの研修生が、本町に殺到するという事態を迎えまして、非常にありがたいことだと思っております。それだけに、私どもも、そして、希望なり、夢なりを持ってこられる研修生の夢や希望に、一步でも近づく、条件作りというものを、進めていかなければならぬというふうに、基本的に考えております。

それで、この3月に第1期の研修生を送り出したわけではありますが、本州に帰られた人も含めて全員が、農業にかかわっているという、非常にいい成績を収めております。そこで、町内に残られた修了生につきましては、一人ひとりのその将来の考え方、そして当面、何を目指していくかというカウンセラ-をいたしておりまして、そうした研修生の、修了生の希望に沿った、第2の実習先を見つけて、今、とりあえず今日に至っているわけであります。今後とも、そうした、実習生の皆さんがたが、その後のいろいろな、課題や、悩みや問題も含めて、ずっとフォロ-していく必要があると、考えております。そこで、そうした人たちが次に求めるものをですね、私ども、的確に伝えてあげる必要があると、基本的にそう思っております。

そこで、お話しございました、今後の条件整備の考え方といたしましては、いろいろなことが考えられると思いますけど、さきほど申しましたように、やはり、実習畑というものを、町が持ってですね、そうした希望者の有機栽培、その他のそれに利用させていくというふうなことを、当然、検討いたしておりまして、公共牧場の中で、最近、多頭化飼育になっておりまして、いわゆる保育部門が、まったくできないわけであります。その部門を、公共が担うことができないかというふうなことも、検討いたしております。

いわゆる、この乳牛、あるいは肉牛の保育部門というのものは、まさに女性の本能にあった仕事でもあるのではないかと。あるいはまた、もう一步つつこんで、例えばその、酪農希望する人には、搾乳できる施設を持つことも、考えられるのかなと。そんな考え方を持っておりまして、いずれにいたしましても、研修生の皆さんがたが、将来的に、この町に残っていける、条件整備について、更に検討していきたいと思っております。

また、住宅の問題であります。現在は、かなり農家の皆さんがたも、そうした実習生のために、部屋を特別用意したりですね、たいへん努力をしていただいております。たいへん、ありがたいことだと思っております。全体的に研修生の意向を聞きますと、必ずしも町に下がってきて、公営住宅だとかというよりも、いわゆるこの、農的なくらしを要望する人たちが、非常に多いわけであります。したがって、農家の空き住宅を活用するとかですね、いろいろな方法が今後、考えられると思っております。したがって、それらもですね、今後の研修生の意向に対応できる対策を講じていきたいと。公営住宅ですと、例えば屈足地域なんかには、数10戸単位で空いておりますから、いくらかでも融通することができるんですけど、それも、これも、研修生の希望に沿ったですね、対策を講じてあげたいなというふうに、思っております。

それから、男性の研修生の問題がございました。能登議員ご指摘のとおり、まさにそのとおりでありまして、今、町内で男性が農家に入っている研修の実態を見てみますと、肉牛農家には、現在6名の若い青年が入っておりますし、また酪農家にも2名の若い青年が入っております。また更に、これは、来年になるかもしれませんが、ハ-ブ何かの研究をしたいということで、学卒の人が本町のほうに希望しているという話もございます。したがって、そうした男性の研修生も今後とも、受入れをしていきたいと。

それと同時に、私はせっかくおいでになっているレディスファ-ムスク-ルの研修生のかたがたと、例えば、商工青年の皆さんだとか、いろいろな、その若い人たちも町内におられますので、いろんなこれから、交流を進めていただきたいと考えています。

ころであります。また、ケ - スによっては、新規就農を希望される人をよそから、うちの研修生がですね、本町に誘導するというふうなことも考えられるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、ただいまご質問ありましたような形で、本町にひとりでも多くのかたが将来に向かって、定着できるための条件整備に努力していきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 休憩とさせていただきます。13時までといたします。

（宣告 11時57分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 13時00分）

菊地 康雄 議員 一般質問

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

〔2番 菊地康雄君 登壇〕

1. 金銭感覚と消費者教育について

2番（菊地康雄君） それでは最後の質問ですので、大至急終わらせたいと思います。

3点について、ご質問いたします。まず、1点目は、金銭感覚と消費者教育についてであります。最近、特に問題になっておりますけれども、道内の自己破産の申請数は、この10年で7倍増、数にして平成8年度、3,261件ということであります。その4分の1が、20代の若者だということで、心配するところは、この若者というところにあるわけですが、最近ではテレビのCMでも、無人契約機による、貸し出し量が大幅に増え、野放し的に破産予備軍を量産しているというのが現状で、たいへん、心配をしているところです。

そのうえ、知識や経験の乏しい若者を狙う、悪徳商法も増えていて、中学や高校からの消費者教育の必要性も年々増えるばかりです。賢い消費者としての自覚を持ってもらい、自己防衛を身につけてもらうための、この新得町における中高生に対する実態と、その対策について、お伺いしたいと思います。

2. 今後の企業誘致の取組みについて

次に、今後の企業誘致の取組みにということであります。先般の町長の行政報告にもありましたけれども、この厳しい経済状況の中で、企業誘致を促すということは、たいへん難しいという。そういう条件の中で本町の中で、岩松地区の三輪ヒューム管株式会社、それから、離農の家屋を再利用した、木工家が新得町にみえられるということ。そして、ほかの町村にもありますけれども、この新得町でも、設計家の集団の拠点をこの町に移そうという話を、聞かされてたいへんうれしく思うわけですが、このような話の中で、特に設計家集団の拠点移動というところに、注目するわけですが、この企業誘致の流れというものの変化がここに、読み取れるのではないかと考えております。これからの、企業誘致というのは、企業というよりも、人材、あるいは頭脳の誘致、というような気もするわけです。頭脳集団の企業誘致、産業誘致、人材誘致、この

頭脳誘致に具体的にどのように取り組んでいかれると、考えているのかお伺いしたいと思います。

3. 水道水の安全性について

それから、最後に水道水の安全性についてであります。道内の多くの市町村で、水道水に紛れ込む原虫、寄生虫というのが、今問題になりつつありますけれども、この新得町では、どうでしょうか。この塩素濃度、それから、0 - 157、また、今は、0 - 157の毒素を持つこの、菌が問題になりはじめておりますけれども、温度も上がってきております。学校などの大規模施設の貯水槽での、安全性なども問われておりますけれども、この設備の老朽化も含めて、この新得町の水道水の安全性の度合いについて、お伺いしたいと思います。特に、新得町の場合、水源地が畜産試験場の放牧地の中にあるということなものですから、特にこの、ほかの町村で問題になっている水道水について安全度、どのようになっているのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

〔2番 菊地康雄君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

〔町長 斉藤敏雄君 登壇〕

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

金銭感覚と消費者教育につきましての、ご質問でございますが、現在、「誰にも会わずに簡単にカードが作れてお金が借りれます。」式の無人契約機は、本町には設置されておきませんが、帯広市内などで、よく内容を知らないまま、簡単に利用いたしまして、あとで返済に困る事態に陥るケースがあるようでございます。

このようなことから、町といたしましても、消費者協会とタイアップいたしまして、最近、急増しております若者による自己破産について、実態はどうか、破産とはどういうものなのか、破産したらどうなるのか、そうした事例を紹介しながら、自己防衛をしていただく情報の提供を行いまして、一人でもこのような事態にならないよう、また、巻き込まれることのないよう、広報による啓蒙活動をして参りたいと存じております。

更に、悪徳商法、催眠商法による町民のかたの被害もあることから、手口や被害の事例を紹介するなど、被害に遭ったらすぐ届けていただくことも含めまして、定期的に広報による啓蒙をして参りたいと存じております。

なお、当町の消費者協会の状況でございますが、現在、会員45名で消費者講座や、家庭用品見直し市の開催、及び各種会合や研修会に出席して、情報の収集を行い、町の広報や会員を通じて、賢い消費者となるよう活動しておるところであります。

なお、学校での消費者教育につきましては、教育委員長からご答弁をさせていただきたいと思っております。

次に企業誘致についてであります。国内、道内の経済情勢が、たいへん厳しい状況にありまして、本町におきましては、三ツ輪ヒューム管株式会社新得工場の立地、道立畜産試験場の再編整備などが、進められるなど明るい話題があることは、関係者並びに、議員各位のご支援の賜物と、たいへん喜んでおるところであります。

企業誘致は、町づくりに経済的効果や、多方面にわたり地域活性化に大きな波及効果をもたらします。

厳しい経済情勢ではありまするが、今後とも、ふるさと会や特命大使などいろいろなか

たのご協力をいただきながら、企業誘致の糸口を探りつつ、積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

特にご質問いただきました、人材の誘致につきましては、最近の情報化社会におけるワークスタイルの変化によって、田舎でも都会と同様の仕事ができる。そんな社会がより進むものと考えております。

人材の誘致の方法といたしましては、本町では、レディースファームスクールに対する問合せが、約300件、応募49人など、多くのかたがたが興味を持っておりますし、昨年9名修了し、本年は14名の優秀なかたがたばかりが、入校しておりますので、今後、町内に定住していただく方策や、トムラウシに山村留学されている家族など、移住希望者に対しての生活環境の整備についても、相談に応じて参りたいと考えております。

更に、Iターン、Jターン、Uターン等、移住希望者に対してましては、相談に応じられるよう、町内における空家、土地、離農跡地等のデータを集積整備し、個々に対応できるようにしていきたいと考えております。

企業であれ、人であれ、新得がどのような町であるか知ってもらうことが、大切であります。

本町の特性であります、北海道の重心地、交通の利便性、自然環境など、いろいろな機会を通じてPRをしながら、多方面にアンテナを伸ばし、企業や人材の誘致を積極的に取り進めたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

次に3点目の水道水の安全性についてでございますが、最近、新聞テレビ等で寄生虫による水道水の汚染の危険性について報道されていますように、この寄生虫は、原虫類、線虫類など多数あるようであります。現在、汚染の危険性について指摘されていますのは、原虫類に属するクリプトスポリジウムで、エキノкокスの仲間の原虫と呼ばれる生物であります。大きさは100分の4.2から5.4mmで、600以上の高熱には弱く、塩素や消毒薬には強い性質を持っております。この原虫に感染した牛や、そのほかの家畜などの消化管に寄生増殖し、ふん便と共に体外に排出されますので、これら動物のふん便が汚染源となり、これに汚染された飲食物や、手を介して人に感染するとされています。

なお、人体に感染発症した場合は、下痢や、腹痛、発熱などが1、2週間続きますが、健康な人は無症状感染になるか、自然に治ってしましますが、免疫力が低下していると、重症に陥ると報告されています。

本町における上水道の安全性につきましては、雪解けが始まります3月中旬に、この原虫が混入している可能性を確認するための、水質試験を行っております。ふん便性大腸菌については、検出されておりましたし、汚れを現す濁度につきましても、基準値以下で安全であるとの、検査結果を得ているところでもあります。

なお、上水道の安全対策についてであります。水源地上流域の汚染源のふん尿が、流入する可能性のある放牧地につきましては、畜産試験場の一部放牧地がありますが、これも町から要請いたしまして、放牧をしない旨の了解をいただいているところであります。

また以前から言われております、エキノкокスや線虫につきましては、ろ過池でのろ過や、塩素殺菌によってじゅうぶん防ぐことができますし、昨年からの0-157に対しましては、塩素添加量を増しまして、安全を図っているところでございます。

この原虫は、塩素殺菌でも死滅しませんが、浄水場でのろ過を適切に行えば、除去が

可能とされておりますので、今まで以上に、適切なる過と水質検査の回数を増やし、監視を強化いたしまして、安全性の維持に努めて参りたいと思っております。

次に、施設の老朽化による更新につきましては、現在、石綿管の取替えを道路改修工事に合わせてまして、順次進めておりますが、ほかの施設につきましても、当面、使用には支障がございませんので、水質の維持や耐震の面から、新たに必要となった部分につきましては、改修をしなければならぬと考えておるところであります。残りの部分につきましては、新たな水源を得て、施設の拡充を行った後に、老朽度合を見て、改修計画をたて、安全で安定した水の供給に、努めて参りたいと思っております。

〔町長 齊藤敏雄君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） 教育委員長、高久教雄君。

〔教育委員長 高久教雄君 登壇〕

教育委員長（高久教雄君） 菊地議員にお答えを申しあげたいと思います。学校教育におきます消費者教育の状況でございますが、現在、中学校の1年生の技術家庭の中の、わたしたちと家庭の単元と、3年生の公民の教科のくらしと経済という単元の中で、消費者としての自覚、クレジットのしくみ、悪質商法や、ク-リング・オフなどの賢い消費者になるための、基礎的な知識を学習することに、なっておるわけでございます。また、高校においては、教科としては、特に履修は定められておりませんが、消費者被害防止の観点から、現代社会の教科の中で、消費者知識の学習がなされております。児童生徒に対する消費者は、家庭教育が基本になると思われませんが、近年の若年層や、高齢者を巻き込んだ悪質商法の増加や、クレジットの分野で、ご指摘のように、多重債務者の低年齢化、自己破産などの現象がみられることから、学校における消費者教育の有用性も増してきております。このため、教育委員会といたしましては、今日的な社会背景に即して、広く、各教科や、学級活動の中で、消費者教育の充実が図れるよう、指導助言に努めて参りたいと存じますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

〔教育委員長 高久教雄君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） 消費者教育について、中学校では、それぞれの授業の中で教育が行われているというお話でしたけれども、ほかの学校の事例を見ましても、それだけでは、不足ということが、現実的にあって、例えば消費者協会等の協力を得ながら、カリキュラム外の教育を行っているのではないかと考えております。ただ、担当課に消費者協会の実態を聞きますと、なかなか学校まで出向いて行って、それをお話しするような現状ではないということでもありますので、また、消費者協会とは別にですね、学校の子どもたちに対して、なんらかの現実の厳しさというものを、教えていくような対策は、ほかの学校と同じように、この町でも必要でないかなと思うわけです。当然家庭の教育が一番なんですけれども、これだけ、取れるような宣伝に次々に入っては、なかなか、それを補っても補いきれない部分、それから、特に子どもたちに問題にされているのは、仲間意識を大切にすることを、優先するために、友達の誘いを断れない、というやさしさがあるわけですね。やさしさそのものはいいんですけれども、やはり、だめなものはだめと言えるような、体制にもっていくためにも、そのような、対外的、家庭外の刺激というものも、必要性を感じるこのごろですので、ぜひ、学校だけに、とどまらない教育というほうに目を向けていただきたいと思います。今後の対策について、

お伺いしたいと思います。

それから、企業誘致ですけれども、酒造公社の場合と違いまして、今回のレディ・スファームについては、うまくレディ・スファームの開校とそれから、目下移動に目を向けてもらうという時期が、ちょうど一致したという、すばらしい展開になりつつあるわけですね。うまく、その流れを生かしていただきたいと思うわけですけれども、さきほどもありましたように、情報化ということで、特に以前から言われてます、この町にはわからない良さというのが、ほかから来た人たち、異口同音に聞かれるわけですけれども、ぜひ、その地域性を生かしてですね、この町の環境、それから交通の良さをできるだけたくさんの国民のかたに知っていただきたい。そのためのピ・アールを、さきほど何点か特命大使を言われておりましたけれども、特に情報化社会ということで、ホームペジまちで持っているとは聞いておりますけれども、インタ・ネットだとか、コンピュータ・ネットを利用したピ・アールを、ぜひ今後協力に進めていただくことが、それぞれの頭脳集団、あるいは、人材をこの町に目を向けるきっかけになるのではないかなと思いますので、その対策、今後どのようにしていくおつもりなのか、お聞きしたいと思います。

水道水については、検査を続けながらということもありましたし、各大規模施設などでも、温水濃度をあげるとか、それぞれの対策を講じられておりますので、ぜひ食中毒が起きたと言われることのないような対策を、より強力に進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 1点目に消費者教育の問題につきましては、町の方でもっております消費者対策の窓口と、そしてまた、学校の教育現場を抱える教育委員会の方と、なんとかそうした、より実践的な場が設けられる方途について、双方で十分に相談をさせてみたいと思っております。また、そうしたことが、教育の現場で可能かどうかを含めて、そうした取り組みを検討させてみたいというふうに思っております。

2点目の企業誘致の問題であります。近年の社会情勢というものも、非常に多様化をしてきておりました、そうした中であっていろいろな情報というものが、たくさんあると思っております。今後の基本的な姿勢といたしましては、より積極的、あるいは対外的なこの情報収集のアプローチをしていく必要があると考えております。また、道の企業誘致の専門の窓口がございまして、私ども札幌に出るつど、必ず足を伸ばして情報の交換をしてきております。そうした中から、また、次の展開が図れるように努力をしているところであります。また、私どものほかに、町民の皆さんがた、あるいは、民間の中にも、いろいろなそれに類する情報がきつと、あるのではないかと考えております。そうしたものがうまく行政の場に、そうした情報が集積できるような、そんなことも大切なことだと思っておりますのでございます。

本町は、なんども申し上げておりますように、北海道の重心の町であると。あるいは特急が全便停車をする振り子式に移行して、時間が大幅に短縮になったと。交通の便というふうな面から見て、非常にこの優れた特性を持っていると考えております。したがって、いろんな面でご努力をしていかなければならないと思っております。そうした面では、インタ・ネットのホームペジも開設をいたしまして、いろいろな町の情報を発信をしているところであります。今後とも、より中身を含めて、そうした面での努力を重ねていきたいと思っております。また、畜産試験場が、平成12年の4月1日を期

して新しい体制に移行していくわけで、ここ何年かのうちであります。そのあかつきには、研究職の職員が50人を越える、非常に大きな頭脳集団が生まれます。それを活用した、例えば、ダイオウですとか、あるいはまた、中小家畜も移転して参りますので、中小家畜を利用した食文化ですとか、そういうふうなものにかかわるですね、いろいろな展開というものも考えられるのではないかと考えております。また、最近の傾向といたしましては、必ずしも市街地地区に居住するのではなくて、環境が優れた郊外型で、のんびり暮らしたいというふうな情報も届いておりまして、そういうふうなものも、できるだけ積極的に受け入れる、受け皿づくりというふうなものを、今、企画を窓口にいたしまして、検討をさせております。そうした情報があったらすぐ、私が持っている情報を提供してですね、なるべくそうした希望が早くかなえられるようにそんな努力もしていきたいと考えているところであります。いずれにいたしましても、企業誘致というと、一般論としてはですね、製造業だとかですね、そういったことに、目がいきがちでありますけれども、ただいま菊地議員ご指摘のとおり、そうした人材、優秀な人材を一人でも多く、町に定着させることによって、また新たな活力がうまれてくるものと考えておりますので、そうした面での努力をしていきたいと考えております。

また、水道水の安全、そして安定供給ということにつきましては、今後とも、意を用いて取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 教育長、阿部靖博君。

教育長（阿部靖博君） 学校教育の現場でも、もう少し努力をしていただきたいというお話でございました。学習指導要領がいろいろな学習指導上の基礎になっておりますけれども、平成元年度の改正の段階で、よもや金銭にかかわる教育ということが取り入れられたと、というようなことを受けまして、現在、それぞれの教科書が使われているところでございまして。近年の状況、さきほど議員さんから申し上げられたとおりですね、大半、深刻な状況になってきているなというふうに思っております。そんなことを受けまして、それぞれ指導の場におきましては、各教科、あるいは、道徳、特別活動等のことがあるわけですが、やはり、その単独とすることではなくて、それぞれの相互に関連をつけた指導が、ますます大事になってくるなど、感じているところであります。そうして、特に、健全な金銭感覚と、ものを大切にすることを育てるという視点がですね、ぜひ大切なことだなというふうに思っております。自分の力で学び続けていく、そういう力を養っていくことが、今、教育現場に求められていることだなというふうに思っております。そういった意味で、できるだけですね、ご意見に沿うような機会だとか、場をつくるようにですね、学校のほうとも、いろいろ相談をしてみたいというふうに考えております。また、高校におきましても、直接、教科とは別に、指導要領の総則といいますか、基本的な考え方として、取り上げている部分にですね、今、言われているような、人間としてのあり方、生き方の教育、すべての活動を通じて、徹底すべきだというようなことが、言われておりますので、そういったことの中にも、触れることではないかなというふうに考えております。いろんな機会を開けるようにですね、これから、学校のほうにも努力をしていただくようにして参りたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） 蛇足なことになるかどうか分からないんですけども、この企業誘致、人材誘致についてですね、この町のよさをピ・ア・ルして来てもらうという方

向は変わらないのですけども数日前にもあったことです。特に交通の便がいいということで通るかたが多いんですけども、この町が気に入ったので、なんとか定住したいと。だけど話を聞くと職もまだない、それから、当然、今来たばかりですから、どのようにこの町に定住したらいいかわからない。そういうときにですね、相手を信用して話を聞くのと、最初から疑ってかかるのでは、だいぶこの町としての対応が、あるいは町民としての対応も変わってくるんですけども、どちらに転ぶかわからないまでも、もし定住していただくのであれば、そのかたがすばらしい頭脳の持ち主であれば、これにこしたことはないわけで、そのための窓口というのでしょうか、いろんな窓口はあるんでしょうけれども、どのような対応を、今後増えてくるとすれば、どうやっていただけるのか。いったん役場に行って相談はしたらいいんですけども、やはり、信用されずに住宅の斡旋もできない。何もできないということで、断られている、ふらふらと歩いて来たと言いたんですけども、ぜひ、話を聞く窓口があれば、もっと、前向きな定住者の増ということにつながるような気がするんですけどもいかがでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 私の考え方としては、できるだけ、そうした人材が地元に着定できるために、積極的に取り組みたいという意向を持っております。今、お話しあったケ-スについては、私ちょっと耳にいたしておりますので、中身については十分承知しかねるわけでありまして、やはりそうした、この町で何かをやりたいという目的をもってこられる場合については、単に、住民の窓口だけで処理をしてしまおうとなればですね、どうしてもこの機械的になってしまうだろうと、私は考えております。したがって、いろんな企業誘致あるいは、それに類するお話、いろんな情報があるわけですが、さきほど申し上げました、例えば郊外型で農的な暮らしをしたいとか、いろんなケ-スが実はあるわけでありまして。これは、窓口を一本化するとすれば、やっぱり、企画調整課にその窓口をおいてですね、その人がこの町で定着する、あるいは何かをするといった場合に、必ず、その横のつながりが実はでてくるわけですね、そうするとその横のつながりの担当課と、連携させるのがですね、やはり企画調整課だと思っておりますから、そうした面でたとえば今後、そういうふうな希望が窓口を訪れた場合には、やはり、ベ-スとなる企画調整課にその話をつなぐというふうにして、全体像をある場所で押さえていくというのが、一番理想的だと思っておりますから、今後はそういう体制で臨んでいきたいというふうに思います。

議長（湯浅 亮君） これにて一般質問を終結いたします

日程第2 議案第56号 行政手続条例の制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第2、議案第56号、行政手続条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、佐藤隆明君。

〔総務課長 佐藤隆明君 登壇〕

総務課長（佐藤隆明君） 議案第56号、行政手続条例の制定についてご説明申し上げます。9枚目をですね、一番うしろのペ-ジの提案理由をご覧ください。提案理由ですけど、平成5年に行政手続法が制定されまして、翌年の平成6年10月1日から施行されております。法律の目的は、ここにもありますように、処分、行政指導、及び届け

出に関する手続きに関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と、透明性の向上をはかり、もって町民の、ここでは条例の説明ですので、町民のとなっておりませんが、法律では、国民でございますけど、権利利益の保護に資することを目的として、制定されております。

行政手続法は、法律に根拠を定める処分についての手続きを定めておりまして、地方自治体で定める条例等に根拠を要する処分については、地方自治尊重のため、適用が除外されております。しかし、法の38条では、地方公共団体においても、行政手続法により、必要な措置を講じずよう努めなければならないとして、行政手続制度の努力義務を負わせているものであります。したがって、本町におきましても、行政手続法の適正な運営を図るために、法律の趣旨に基づいて、本条例を制定するものです。

条例の内容は、議員協議会でも、ご説明いたしました。が、許認可等に申請に対する処分、許認可等の停止、取消しといった不利益処分、そして、行政指導、これらにかかる基本的な行為についてと、それから、届け出についてですね、規定をしているものでございます。

新設条例ですので、条例本文を簡潔に説明させていただきます。条例の一番最初に戻って、本文条例を見ていただきます。この条例はですね、5章から成り立っております。表だてでは、総則、申請に対する処分、不利益処分、行政指導、及び届け出並びに関係条例の一部改正を含めて附則という構成になっております。なお、この条例はですね、統一性とか、整合性を保つために、行政手続法並びに全国町村会が作成した標準条例を基本としております。したがって、運用においては、手続法と条例の間では、差を生じないようにしております。

それでは、第1章の総則ですけど、第1章、第1条の目的はさきほど提案理由で説明したとおりでございます。それから、第2条では、条例以下8項目の用語、定義を定めております。それから、第3条、第4条は適用除外の条項でございます。第3条では、例えば議会の議決については、適用除外になっておりますけど、これは議会における、議決機関における特性に応じて、慎重な手続きにより、判断が行われたものということで、通常処分についての手続きの規制には、なじまないということで、適用除外になっております。以下、これらについては、全部で11項目ありますが、これは適用除外です。更に4条では、国の機関に対する処分の適用も除外されております。

次に第2章、申請に対する処分ですけど、申請の用語の意味は、第2条の第4号に定めたとおりですけど、行政庁が申請に、申請者に、利益を与える処分の手続きを定めたものであります。

第5条の審査基準ですけど、申請が許認可の要件に適用しているかどうかを、判断するために、必要な審査基準を定めまして、原則とて、公とすることとしております。

それから第6条、標準処理期間は申請が届いてから、処分するまでに要する普通必要な標準的な期間を、定めて公にすることを規制しております。

それから、第7条、申請に対する審査及び応答は、申請が届いたら遅滞なく申請の審査を開始することとしております。

第8条、理由の提示は、申請を拒否する場合には、申請者に対して、同時にその理由を示すこととなっております。

それから、第9条、情報の提供ですが、審査の進行状況とか、申請に必要な情報を提供することに資することになっております。

第10条、公聴会の開催ですけど、これは、申請以外の者の利益を考慮することが、法令において許認可の要件となっている場合がございます。

それから、第11条の複数の行政庁に關与する場合は、これは行政庁が関連申請が、ほかの行政庁において、審査中であることによって、自ら判断を遅らせることのないように、双方で連絡をとって、審査の促進に努めることを規定しております。

それから、第3章、不利益処分ですけど、用語の定義には、第2条の第5号に、定めたとおりですけど、許認可を取り消された場合に該当いたします。

第12条の処分の基準は、申請の審査基準と同様にですね、処分についても、処分基準を設ける規定でございます

第13条の不利益処分をしようとする場合の手続では、処分を行う前に、聴聞または、弁明の機会を与えることを定めたものでございます。ただしですね、2項で適用しない条項を5項目定めてあります。

次のページにいただきますけど、第14条では、不利益処分の理由の提示ですけど不利益処分を行う場合は、相手方に同時にその理由を示すことになっております。

次に第2節の聴聞でございますけど、これは、第13条で不利益処分をしようとする場合の手続きの一つでございますけど、聴聞は、行政機関が一般にその権限のその行使に先立って、その適否を判断するために、相手方や、利害関係人にも、意見を聞く手続きでございます。

第15条は聴聞の通知の方式。それから、第16条は、代理人。第17条は参加人。第18条は、文書等の閲覧。第19条は、聴聞の主宰。それから、20条から26条は聴聞の審理、手続きを定めております。第20条は聴聞の期日における審理の方式。21条は、陳述書等の提出、次のページになりますけれど、第23条は、当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結。第24条は、聴聞調書及び聴聞報告書。第25条は、聴聞の再開。第26条は、聴聞を経てされる不利益処分の決定。これらは、許認可等の取り消しなど、資格または、地位をはく奪する処分を行う場合には、事前に通知のうえ、口頭審理による聴聞を保証する規定でございます。

次に第3節、弁明の付与でございますが、これは、さきほども申しましたが第13条の不利益処分を行おうとする場合の、手続きの一つでございます。弁明といいますと、説明して審理を明らかにすることを言っております。第27条は、弁明の機会の付与の方式。第28条は、弁明の機会の付与の通知の方式。それから、第29条は、弁明についても一部、聴聞に関する手続きを準用する規定でございます。これらは、はく奪の経緯を処分以外のどちらかと言えば、軽い処分の不利益処分を行う場合には、事前に通知のうえ、弁明書の提出による機会を保証する規定でございます。

第4章、行政指導でございますけど、第2条第1項第7号に行政指導の定義が載せてありますが、そのとおりでございます。まず、30条で行政指導の一般原則では、行政指導にあたっては、所掌の事務の範囲を逸脱してはならないこと。行政指導の内容は、あくまでも、相手方の任意の協力を得て、やらなければならないことに留意しなければならないこととなっております。更に、2項では行政指導に携わる者は、相手方が行政指導に従わなかったことを理由に、不利益な取り扱いをしてはならないということになっております。第31条、第32条は、申請者の権利を制限したり、地位を利用して指導に携わるようなことは禁止する規定でございます。次に第33条、第34条では、指導を行う場合は、相手方の求めに応じて書面を交付するなど、趣旨、内容、責任者などを

明確にしなければならない。また、事案に応じてね、書面は公表する規定でございます。

次に第5章、届出でございますが、届出の意味は、第2条の第8号のとおりでございます。届出は、法令に定められた届出上の要件が満たされていれば、提出された機関の届いたとき、届出の手続が完了するものとするということでございます。

附則でございますけども、施行期日を、平成9年9月1日から、施行することにしました。これはですね、申請や処分の審査基準などをですね、精査することを、それから、聴聞とか、弁明のやり方ですね、町民にわかりやすい行政指導になるようにですね、対応する必要がありますので、1日まで、猶予をいただいております。

経過措置ですけど、2、3につきましては条例の施行前における不利益処分についての規定でございます。それから、5番目は、町税条例は適用しない規定でございます。6番目は、印鑑の登録、または証明に関する条例は、適用しない規定でございます。それから、7番目は、職員団体の登録に関する条例は、本条例の適用とする規定であります。以上であります。条例上に非常に文書表現が複雑で、解釈が至難な内容になっておりますけれど、要はですね、先日の議員協議会で説明したことが、この条例の文言になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。なお、本条例はですね、洗い出した時点では、432件中ですね、申請に関するものが、160件、不利益処分に条項が約130件となっております。具体的な条例名を挙げての事例は、議員協議会で行いましたので、省略させていただきます。以上よろしくご審議のほど、お願いいたします。

〔総務課長 佐藤隆明君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑にはいります。

質疑がありましたら発言を許します。

議長（湯浅 亮君） これはもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり、賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第3 意見案第5号 審査結果について

議長（湯浅 亮君） 日程第3、意見案第5号、郵政三事業の現行経営形態の堅持に関する意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第4 意見案第6号 審査結果について

議長（湯浅 亮君） 日程第4、意見案第6号、公共交通網の維持と安全・良質な輸送をはかる規制緩和導入に関する要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第5 意見案第7号 審査結果について

議長（湯浅 亮君） 日程第5、意見案第7号、北海道開発体制に関する要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって、本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第6 意見案第8号 審査結果について

議長(湯浅 亮君) 日程第6、意見案第8号、新得営林署の存続を求める要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって、本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第7 意見案第9号 審査結果について

議長（湯浅 亮君） 日程第7、意見案第9号、教育予算の増額を求め、義務教育関連国負担経費の保護者及び地方への負担転嫁に反対する意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第8 陳情第1号 審査結果について

議長（湯浅 亮君） 日程第8、陳情第1号、「国立療養所帯広病院・国立十勝療養所に『看護婦二交替制勤務』を導入しないことを各病院長に要請する」陳情書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 質疑がないようですので終結いたします。
本件について討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより採決いたします。
本件に関する委員長の報告は不採択であります。
本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。
よって、本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。本定例会の付議された案件の審査は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。
よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

閉 会 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） これにて、平成9年定例第2回新得町議会を閉会いたします。
（宣告 13時46分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員